

平成18年（2006年）紀北町12月定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成18年12月12日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成18年12月12日（火）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倭規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	助 役	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	谷口房夫
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中場 幹
企 画 課 長	川合誠一	税 務 課 長	長野季樹
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	山本善久	産業振興課長	広瀬栄紀
建 設 課 長	中原幹夫	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	家崎英寿	紀伊長島総合支所長	石倉宣夫
海山総合支所長	上村晴彦	教育委員長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	教 育 課 長	奥野昇眞
代表監査委員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	川口節生
書 記	牧野尚記	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

3 番 近澤チヅル	4 番 家崎仁行
-----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時 30分)

---

**議長**

おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しております。

**議長**

議会が成立いたしましたので、ただいまから平成18年12月紀北町議会定例会を開催いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会におきましては議会放送番組収録のため、ZTV並びに企画課職員によるテレビ撮影等を許可することといたします。

議案の附属資料のなかに誤りがありますので、訂正をお願いしたいと思います。

39ページの附則の1でございます。まず1点目は、この条例は、公布の日から適用するとなっておりますが、適用するを施行するに訂正していただき、2点目は、最後の条文の、平成18年10月1日から施行するとなっておりますが、施行を適用するに訂正にしてくださいようお願いいたします。

**議長**

それでは会期日程並びに議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

(会期日程・議事日程朗読)

**議長**

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1

**議長**

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

3 番 近澤チヅル君

4 番 家崎仁行君

のご両名を指名いたします。

---

**日程第 2**

**議長**

次に日程第 2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日12日から21日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日12日から21日までの10日間に決定しました。

---

**日程第 3**

**議長**

次に日程第 3 諸般の報告を行います。

去る12月 8 日に議会運営委員会が開催され、今期定例会に係る及び運営等について協議がなされ、すでに配付済みのおり確認いたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、今期定例会に提出されました案件は、議案第94号から議案第 106号までの13件の議案と、報告1件となっております。受理をいたしております。ご了承ください。

次に、議員懇談会の開催についてであります。各条例委員並びにその他の委員を選出するため、今期定例会の会期中に開催を予定しており、まだ、会期の決定がなされておられません。15日の午前9時30分からの開催を予定しておりますので、ご了承ください。

次に、一部事務組合議会についてであります。尾鷲地区広域行政事務組合議会・三重紀北消防組合議会・紀北広域連合議会については12月25日に、荷坂やすらぎ苑組合議会については12月26日に、東紀州農業共済事務組合議会については12月27日に、それぞれ組合議会の開催が予定されておりますので、ご報告を申し上げます。

次に、地方自治法第 121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、町長をはじめ、教育委員長、監査委員、その他関係課長等の出席がありましたのでご報告いたします。

次に、議会運営についての確認事項であります。発言を求めるときには、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならないとなっております。自己の議席番号と氏名を告げていただくようお願い申し上げます。

質疑の回数についても、同一議題について3回を超えることができないという規定がなされております。議長が質疑の対象として宣言したその範囲において、3回を超えないということでもあります。3件を一括議題とした場合は、3件の議案を全部を通じて3回より質疑ができないということであり、また逆に、予算など一つの議案を分割して質疑の対象にした場合には、その宣告した範囲ごとに3回の質疑が許されることとなります。

次に、資料等の要求についてであります。基本的に資料等の要求については議員個人ではできません。議会の意思決定があってはじめて議長から町長に対して要求することになります。当日、議場で要求されても時間がかかりますし、また議長からの要求に対しても拘束力もございません。町長が提出を拒むことができますので、議会運営を円滑に進めるためにも、事前に要求していただくようご協力をお願い申し上げます。

マイクの扱いについてであります。議会放送に関して音声が小さいと視聴者からの声をいただいております。発言されるときには、必ずマイクを自分のほうに向けていただくようお願い申し上げます。また、答弁を求める場合には、答弁を求める担当の課長職名をきちんと述べていただくようお願い申し上げます。

最後に、一般質問の通告書の取り扱いでございますが、本日午後5時での締め切りといた

します。題名、質問要旨、答弁者などは明確に記載くださるようお願いいたします。また、資料等の提出を求める方は、必ず記載しておいてください。

なお、質問の件数については制限しない。質問の時間については、議員の質問に対する持ち時間は30分以内とすることの確認がなされましたので、ご報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

## 日程第 4

### 議長

次に日程第 4 行政報告につき町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

奥山町長。

### 奥山始郎町長

おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、全員のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、3点のことにつきまして行政報告させていただきます。

まず、1点目は、寄付についてであります。去る11月21日に2件の寄付がありまして、1件目は、株式会社主婦の店 代表取締役社長 山下行康様より、セントラルマーケット尾鷲店がオープンしたことを記念し、社会福祉事業に活用してほしいと70万円の寄付をいただきました。

2件目は、紀伊長島区三浦 336番地 1、中野百夫様より、妹であります故中野要様のご遺志により、地域の振興に活用してほしいと30万円の寄付をいただきました。

また、12月6日に日本土石工業株式会社 代表取締役社長 椋野玲史様より歳末助け合い運動協賛金として50万円の寄付をいただきました。ご寄付に対しまして心より感謝申し上げますとともに、その趣旨に沿い、今後有効に活用させていただきたいと存じますので、ここにご報告申し上げます。

次に、この度、当町が出資しております、財団法人三重県廃棄物処理公社が、平成18年11月30日をもって解散いたしましたので、経過報告をいたします。

財団法人 三重県廃棄物処理公社は、主に市町村及び一部事務組合の委託を受け、し尿の海洋投入業務を目的として昭和50年に設立されました。

当町におきましては、旧町時代の紀伊長島町海山町し尿共同処理組合で出資金を拠出して加入しており、昨年の合併により紀北町として引き継いでおります。また、昭和59年に組合の施設で処理できない約 140キロリットルを処理委託した実績がございます。

この廃棄物処理公社が、解散に至った経緯でございますが、ご承知のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成19年1月31日をもってし尿の海洋投入が全面廃止されます。

これを受け、唯一、海洋投入を委託していた津市が、安芸・津衛生センターを改造し、11月末をもって全量陸上処理に切り替え、し尿の海洋投入を廃止決定いたしました。このことで、廃棄物処理公社の業務も終了することになり、去る9月28日公社理事会が開催され、平成18年11月30日をもって解散することが承認されました。

今後の予定といたしましては、理事全員が清算人となり、主務官庁等への事務手続きや残余財産等の整理などを行うことになっております。

なお、設立当初、出資いたしておりました出資金50万円につきましては、返還される予定でございますので併せてご報告いたします。

最後に、株式会社 三重県松阪食肉公社の無償減資と経営改善についてでございますが、食肉公社は昭和50年9月3日に設立され、昭和52年11月2日から創業を開始し、安全安心な食肉の安定的供給という役割を果たしてまいりました。

以来、公社の当期利益は平成2年度まで黒字基調が継続いたしました。

しかし、牛肉の輸入自由化やO-157対策、BSEの発生などにより、平成3年度から平成14年度までは当期利益が赤字となりました。

こうしたことから、公社及び関係団体の努力によりまして、当期利益においては黒字への転換が計られ、累積欠損金もわずかずつではありますが減ってきておりました。

しかしながら、平成18年度末の累積欠損金は7億1,400万円が見込まれておりまして、この欠損金を公社の経営努力のみで解消するためには、相当長期間を要するものと予想されます。

このため、平成18年11月14日に開催された公社の取締役会では、今年度内に無償減資を実

施することを決定いたしました。

今回の減資の内容は、現在の資本金13億 6,400万円を1億円まで無償減資し、減少する12億 6,400万円のうち7億 2,400万円を欠損金に充当して累積欠損金を一掃するとともに、残りの5億 4,000万円を資本剰余金とするものであります。

これにより、資本金は1億円以下となり、負担すべき事業税は不要となります。

なお、紀北町では535口、金額にして535万円を出資しておりますが、実勢価格は一口・4,687円でありまして、総額で250万 8,000円となります。議員の皆様のご理解をお願いいたします。

以上で行政報告を終わります。

**議長**

以上で行政報告を終わります。

---

## 日程第5～日程第17

**議長**

お諮りします。

日程第5 議案第94号 紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例から日程第17 議案第106号 平成18年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結についての13件の議案につきましては、提案者より提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、一括議題とすることに決定しました。

それでは提案者より一括して提案理由の説明を求めます。

奥山町長。

**奥山始郎町長**

本議会定例会に上程いたしました案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。



議案第94号 紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する  
条例

本議案につきましては、合併して1年と2ヵ月が経過いたしました。本町を取り巻く財政状況は大変厳しいものがあります。本年6月に紀北町行財政改革大綱を策定し、実施に向けての検討を重ねてきたところでありますが、我々、町執行部といたしましても少しでも早く取り組んでまいりたいと、平成19年1月1日から3月31日まで町三役の給料を、私、町長が7%、助役及び収入役が5%減額することといたしました。つきましては、本条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

議案第95号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条  
例

本議案につきましても、議案第94号と同様に、教育長の給料を5%減額しようとするものであり、本条例の一部を改正する必要がありますので、議会の議決を求めるものであります。

議案第96号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

本議案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が、公布施行されたことに伴いまして、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第97号 紀北町道の路線変更について

本議案につきましては、国道42号長島地区交差点改良工事、新長島橋南側により、紀北町道中河原3号線の一部が国道敷地となり、道路区域を変更する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第98号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について

本議案につきましては、平成18年1月1日に10市町村が合併し、新しい津市が誕生いたしました。退職手当組合には合併前から旧津市のみ未加入となっております。現在、旧津市以外の職員での退職手当支給事務を行っております。このたび、津市より特別職を除く一般職の職員すべてを退職手当組合に加入させたい旨の申し出がありましたので、本規約の一部を変更することについて構成団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第99号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について

本議案につきましては、平成18年6月21日に健康保険法の一部を改正する法律が公布され、市町村は75歳以上の方等の後期高齢者の医療事務を処理するため、都道府県の区域ごとに当

該区域内の市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設けることになったところでありませんが、三重県におきましても来年2月1日から三重県後期高齢者医療広域連合を設立するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算（第2号）

本議案につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億3,866万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を95億2,851万円とするものであります。

歳入の主なものとして、現時点における普通交付税の増加分2億1,378万4,000円、国庫支出金につきましては、高速道路整理に関連しての町が受託する事業委託金の増等で、総額4,279万2,000円の増額、県支出金につきましては、平成16年度の災害に伴い三重県が独自に創設した被害者への支援事業である生活・住宅再建支援事業費補助金等1,692万4,000円の減額であります。

歳出につきましては、総務費では基金管理事業費、尾鷲地区広域行政事務組合負担金等、総額1億518万2,000円を増額、民生費では県単事業である福祉医療費の増額、被災者生活・住宅再建支援事業費の減額等で差引1,452万1,000円の減額、衛生費総額4,447万2,000円を増額、農林水産業費では、県単林道改良事業費、分収造林事業費、県単沿岸漁場整備事業費等、総額で2,701万3,000円の減額、土木費では賢島長島線道路整備事業負担金、高速道路整備関連受託事業費等、総額で3,661万円の増額、公債費では、三重県から借り入れております振興事業貸付金のうち有利子部分の元金を繰上償還するための費用等、総額で6,915万4,000円の増額となっております。

また、歳出各款におきまして職員の異動等に伴う人件費の補正が計上されております。

議案第101号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

本議案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,075万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,836万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、療養給付費交付金1億4,206万2,000円の増額、国庫支出金では老人保健医療費拠出金の負担金2,827万5,000円の減額、基金繰入金3,580万3,000円の減額等であります。

歳出では、退職被保険者等療養給付費、退職被保険者等高額療養費等、保険給付費で1億3,401万8,000円の増額、老人保健医療費拠出金等、老人保健拠出金で5,547万5,000円の減額となっております。

このほか総務費におきましては、職員の異動等に伴う人件費の補正が計上されております。

議案第 102号 平成18年度紀北町老人保健事業特別会計補正予算（第 2 号）

本議案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 862万 6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を32億 2,381万 7,000円とするものであります。

歳入では、一般会計からの繰入金の減額、歳出では、人件費の減額でございます。

議案第 103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

本議案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,332万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 7,277万円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金 3,433万 1,000円、そのほか消火栓設置負担金 280万円等の増額であります。

歳出の主なものは、北部簡易水道施設整備事業費 236万 1,000円、予備費 3,113万 3,000円の増額及び人件費の減額となっております。

このほか地方債の変更でございます。

議案第 104号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）

本議案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,064万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1 億 8,667万 8,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰越金 2,005万 5,000円の増額、介護報酬 941万 4,000円の減額であります。

歳出の主なものは、職員の異動による人件費 360万 4,000円、予備費 703万 7,000円の増額となっております。

議案第 105号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第 2 号）

本議案につきましては、収益的支出におきましては水道事業費用に 184万 8,000円を追加し、総額を 3 億 5,050万 2,000円とするもので、主なものは、職員人件費で十須簡易水道の濁りに対応するための時間外勤務手当等、人件費で43万 1,000円の増額、その他燃料費等合計で 141万 7,000円の増額であります。

この結果、資本的収支において不足する 1 億 8,390万 9,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填しようとするものであります。

議案第 106号 平成18年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結について

本議案につきましては、平成18年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事につきまして、契約金額 9,754万 5,000円で、愛知県名古屋市中東区上社四丁目 191番地 パナソニック S

Sエンジニアリング株式会社 中部P S S E社 取締役 今井道隆と契約いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上13議案につき、提案理由をご説明申し上げましたが、13議案の詳細につきましては、それぞれ担当に説明いたさせます。

何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 議長

続きまして日程の順に内容説明を求めます。

まず最初に谷口総務課長より、議案第94号と95号についての内容説明を求めます。

谷口総務課長。

## 谷口房夫総務課長

議案第94号の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第94号

紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第39号）

の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

## 提案理由

本町の厳しい財政状況等を勘案し、特別職の給与について時限的な減額措置を行うためというものでございます。

改正の内容につきましては、3ページの新旧対照表でご説明いたします。3ページをご覧ください。

左側が新、右側が旧でございます。

給料の特例として附則第2項に平成19年1月1日から3月31日までの間に支給する町長と助役、収入役の給料月額を、第2条で定められた額にかかわらず、町長にあっては給料月額に100分の7、助役、収入役にあっては助役、収入役の給料月額にそれぞれ100分を5を乗じて得た額を減じた額とするということを追加するというものでございます。

具体的には、町長、助役、収入役の現行の給料月額は町長で78万円、助役が61万円、収入

役が57万円ですが、これを来年1月1日から3月31日までの間、町長においては毎月5万4,600円減じて72万5,400円に、助役におきましては毎月3万500円を減じて57万9,500円に、収入役におきましては毎月2万8,500円減じて54万1,500円にするというものでありまして、この改正条例につきましては平成19年1月1日から適用するというものでございます。

以上で、議案第94号の説明を終わります。

#### 谷口房夫総務課長

続きまして議案第95号の内容説明をいたします。

4ページをご覧ください。

#### 議案第95号

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例（平成17年紀北町条例第41号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

本町の厳しい財政状況等を勘案し、教育長の給与について時限的に減額措置を行うためというものでございます。

改正の内容につきましては、6ページの新旧対照表でご説明いたします。6ページをご覧ください。

同じように左側が新、右側が旧でございます。

この議案につきましては、先の議案と同じように附則第2項に平成19年1月1日から3月31日までの間に支給する教育長の給料月額を、第2条で定められた額にかかわらず、給料月額から100分の5を乗じて得た額を減じた額とするということを追加するものでございます。

具体的には、教育長の給料月額を、町長、助役、収入役と同じように、来年1月1日から3月31日までの間、現行の給料月額57万円を2万8,500円減じて、毎月54万1,500円にするというものでございます。

この改正条例につきましては、平成19年1月1日から適用するというものでございます。

以上で、議案第95号の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長

次に議案第96号について、中場危機管理課長より内容説明を求めます。

中場危機管理課長。

#### 中場幹危機管理課長

議案第96号をご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第96号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成18年政令第315号）が公布施行されたことに伴い、紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

8ページから11ページが改正文でございますが、12ページ以降の新旧対照表にてご説明をさせていただきたいと思っております。

12ページをご覧ください。

右側が旧条例、左側が新条例でございます。また下線が引いた部分がありますが、この部分につきまして改正をさせていただいてございます。

主な改正部分について申し上げます。

まず第1条では、本条例の目的を規定しておりまして、消防組織法の一部を改正する法律が18年6月14日に施行されたことに伴い、その法律内の条項が第15条の7第1項から第24条第1項に条項移動いたしておりますので、本条例もそれに合わせまして改正をいたしております。

次に第5条第2項第1号でございますが、ここでは別表第1を別表に改正してございます。これは新旧対照表の27ページをご覧くださいなんですけども、27ページ以降に別表の1といたしまして補償基礎額表、別表第2といたしまして傷病補償表、別表第3といたしまして損害補償表を、また別表第4といたしまして介護補償表をそれぞれ別表として規定されておりましたが、今回の改正によりまして別表第2から別表第4までの3表を削除いたしております。このため先ほど申し上げました別表第1を別表という名称で改正をいたしてございま

す。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

次に議案第97号について、中原建設課長より内容説明を求めます。

中原建設課長。

## 中原幹夫建設課長

議案第97号につきましてご説明いたします。

議案書の40ページをご覧ください。

議案第97号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第 3 項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

1. 路線名 紀北町道中河原 3 号線

2. 町道の区域 旧町道につきましては紀北町紀伊長島区長島字中河原 622番 1 地先から、紀北町紀伊長島区長島字中河原 626番 5 地先まで、幅員 3.1mから 3.3m、延長91.3m。

新町道につきましては紀北町紀伊長島区長島字中河原 622番 1 地先から、紀北町紀伊長島区長島字中河原 626番11地先まで、幅員 3.1mから 3.3、延長67mに終点部分を変更するものであります。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由でございますが、

国道42号長島地区交差点改良工事（新長島橋南側）に伴い、町道の一部が国道敷地になるため町道の区域を変更しようとするものであります。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

次に議案第98号について、谷口総務課長より内容説明を求めます。

谷口総務課長。

## 谷口房夫総務課長

議案第98号の内容説明をさせていただきます。

議案第98号

三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第 1 項の規定により、三重県市町職員退職手当組規約を別紙のように変更するための協議をすることについて、議決を求める。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由といたしまして、

三重県市町職員退職手当組合を組織する津市については、平成18年1月1日の廃置分合以降旧津市以外の職員の退職手当支給事務を行っているが、長等の特別職を除く一般職の職員すべての事務を処理したい旨の申し出があったことから、本規約の一部を変更することについて協議する必要が生じたためというものでございます。

現在の津市は、本年1月1日付で旧津市と久居市、河芸町、芸濃町、安濃町、美里村、白山町、一志町、香良洲町、美杉村の10市町村が合併して誕生したものでございますが、このときの合併協議におきまして、この退職手当組合への加入におきましては旧津市を除く市町村と関係する広域連合一部事務組合の常勤の職員においては、これまでと同様加入するという決定がなされ、現在加入をしております。

そこでこの度、津市より平成19年1月1日から、市長、助役、収入役、教育長を除く旧津市の一般職員についても加入したいとの申し出がありましたので、これを退職手当組合に加入している団体で協議することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

協議書案につきましては44ページのとおりでございます。

規約の改正部分につきましては45ページの新旧対照表でご説明いたします。45ページをご覧ください。

左側が新、右側が旧でございます。ただいま説明させていただきました改正内容を附則の改正第4項の改正で行うものでございまして、附則にもありますように三重県知事の許可を受けた後、平成19年1月1日から適用しようとするものでございます。

以上で、議案第98号の内容説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

**議長**

次に議案第99号について、宮澤住民課長より内容説明を求めます。

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

それでは、議案第99号につきましてご説明申し上げます。

議案書46ページをお願いいたします。



### 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 284条第 3 項の規定により、平成19年 2 月 1 日から別紙のとおり規約を定めて三重県後期高齢者医療広域連合を設立することを協議することについて、議決を求める。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由といたしましては、

広域連合の設立の協議については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 291条の11の規定により議会の議決が必要となっておりますので、お願いするものでございます。

47ページをお願いいたします。

高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、75歳以上の後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることも目的として設立することとなっております。都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設けるということで、三重県におきましても県下の全市町が加入した三重県後期高齢者医療広域連合を設立することとなっております。これにより現在の老人保健の制度の対象者がこの制度へ移行することとなります。

この 8 月に三重県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設立し、委員には県下の市長、町長が就任し、この下部組織といたしまして担当課長等からなる幹事会、担当者による作業部会を組織し、これまで準備を進めてまいりました。この準備委員会の設置期間は19年の 1 月末日までとなっており、19年 2 月 1 日には広域連合を設立し、20年の 4 月 1 日から事業開始に向けた本格的な準備を進めることとなっております。

それでは三重県後期高齢者医療広域連合設立に関する協議書案につきまして、ご説明させていただきます。

第 1 条から第 3 条までは、ただいま申し上げましたとおりでございます。

第 4 条では、処理する事務といたしまして被保険者の資格の管理に関する事務、保険給付に関する事務、保険料の賦課に関する事務、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度施行に関する事務となっております。

このうち市町で処理する事務につきましては、50ページをご覧ください。

別表第 1 にあげておりますが、被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険者証及び資格証明書の引き渡し、被保険者証及び資格証明書の返還の受付、医療給付に関す

る申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し、保険料に関する申請の受付、上記事務に付随する事務となっております。

(以下資料により詳細に説明)

## 議長

次に議案第 100号について、太田財政課長より内容説明を求めます。

太田財政課長。

## 太田哲生財政課長

平成18年度紀北町一般会計補正予算(第2号)の内容について説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

議案第 100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第2号)

平成18年度紀北町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,860万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,851万円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

それでは予算に関する説明書に基づき、説明させていただきます。

それでは予算書の13ページをご覧ください。

歳入の主なところから説明させていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

議長

ここで暫時休憩いたします。

20分から再開いたします。

(午前 11時 07分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 20分)

---

議長

次に議案第 101号と議案第 102号について、宮澤住民課長より内容説明を求めます。

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

それでは議案第 101号につきましてご説明をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成18年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書をご覧願います。1ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,075万円を追加し、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ26億 7,836万 7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

それでは6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 宮澤清春住民課長

続きまして議案第102号につきまして、ご説明をさせていただきます。

54ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成18年度紀北町の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書をご覧いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町の老人保健特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ862万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億2,381万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 議長

次に議案第103号と議案第105号について、村島水道課長より内容説明を求めます。

村島水道課長。

#### 村島成幸水道課長

議案第103号の内容を説明いたします。

議案書の55ページをお願いいたします。

議案第 103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度紀北町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成18年度紀北町の簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,332万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 7,277万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

詳細につきましては 7 ページをお開きください。

歳入を説明いたします。

（以下予算書により詳細に説明）

## 村島成幸水道課長

続きまして議案第 105号の内容を説明いたします。

議案書の57ページをお願いいたします。

議案第 105号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第 2 号）

平成18年度紀北町の水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。

平成18年度紀北町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 平成18年度紀北町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

る。

(収益的支出)

第2条 平成18年度紀北町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)(既決予定額)(補正予定額)(計)の順に説明させていただきます。

支出ですが、第1款 事業水道事業につきましては184万8,000円を増額し、3億5,050万2,000円に、内訳といたしましては第1項 営業費用75万3,000円を増額し、2億3,707万2,000円に、第2項 営業外費用6万4,000円を増額し、6,530万5,000円に、第3項 簡易水道営業費用103万1,000円を増額し、4,159万7,000円にするものでございます。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書きを、(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億8,390万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

すみませんけども、(既決予定額)の前に(科目)が抜けております。追記をよろしくお願いいたします。

(科目)(既決予定額)(補正予定額)(計)

収入ですが、第1款 資本的収入は2,180万円を減額して、1億4,625万2,000円に、内訳といたしましては、第1項 負担金120万円を増額し、320万1,000円に、第3項 企業債2,300万円を減額し、1億3,950万円に。

支出ですが、第1款 資本的支出196万1,000円を減額して、3億3,016万1,000円にするもので、第1項 建設改良費196万1,000円を減額して、2億3,323万4,000円に減額するものでございます。

2ページをお願いいたします。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のように改める。

起債の目的は、上水道改良事業で限度額を、補正前8,300万円を、補正後6,000万円に。

合計、補正前1億6,250万円を、補正後1億3,950万円に改めるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりでございます。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第8条中(1) 職員給与費「9,076万7,000円」を「9,071万8,000円」に改める。

続きまして詳細につきましては、15ページから説明をさせていただきます。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 議長

次に議案第104号について、塩崎福祉保健課長より内容説明を求めます。

塩崎福祉保健課長。

#### 塩崎剛尚福祉保健課長

議案第104号について、ご説明いたします。

議案書の56ページをお願いします。

議案第104号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)

平成18年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

予算書は別添となっております。

予算書の1ページをお願いします。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,064万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,667万8,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

歳入予算から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

(以下予算書により詳細に説明)

#### 議長

次に議案第106号について、中場危機管理課長より内容説明を求めます。

中場危機管理課長。

#### 中場幹危機管理課長

議案第106号の内容を説明させていただきます。

議案書の58ページをお願いいたします。

議案第 106号 平成18年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

1. 契約の目的 平成18年度土砂災害情報相互通報（無線）整備工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約の金額 9,754万 5,000円
4. 契約の相手方 愛知県名古屋市名東区上社四丁目 191番地  
パナソニック S S エンジニアリング株式会社  
中部 P S S E 社 取締役 今井 道隆

平成18年12月12日提出

紀北町長 奥山始郎

提案理由

「紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためでございます。

59ページをお願いいたします。

資料の説明をいたします。

（資料により詳細に説明）

議長

以上で、提案理由並びに内容説明を終わります。

---

議長

ここで暫時休憩といたします。

1時から再開いたします。

（午前 11時 58分）

---



議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

議長

ただいまから質疑に入るわけですが、議案に対する質疑についてでございますが、委員会中心主義の形をとっているため、議案については委員会に付託されることとなります。自己の委員会に付託される案件は、その委員会において審査を十分に行うことができますので、所属される案件につきましての質疑は、何とぞ控えていただくようお願い申し上げます。

それではこれから議案の質疑を行います。

議長

日程第5 議案第94号 紀北町長、助役及び収入役の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

じゃお尋ねいたします。

まず基本的なところですが、助役及び収入役の給料はですね、本町の特別職等報酬審議会条例の第2条に定めがあります。ちょっと回数の制限がありますので、私のほうから読み上げます。

町長は、議会の議員の報酬の額並びに町長、助役及び収入役の給料の額に関する条例を議事に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする、聞くことができるという規定じゃなしに、これは聞くものとする。つまり義務づけられているわけですが、今回のご提案については報酬審議会、報酬等審議会の諮問を経ているでしょうか、お尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

今回は審議会の諮問はしておりません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

しておりません、私はそれは条例を軽視していることにはなりますが、これは地方自治法の第138条の2に執行機関の義務としてですね、自らの判断の責任において誠実に執行する義務を負う。つまり条例を遵守する義務があるんですが、自らこれは紀北町の報酬等審議会が町長のご提案になって議決されたものですが、1年足らずの間に無視していいのでしょうか。

私はこの上程する以前に、条例を守ってないということに甚だ遺憾に思うんですが、してませんという答弁、私実のところいうと聞くとは思わなかった。これはいかがでしょう、条例を守らなくてもいいんですか。これは聞くものとするとなっているんですよ。聞くことができるという規定じゃないんですよ。義務づけられているんですが。暇がなかったも思えませんし、十分期間が当然これはあったはずですよ。明確にご答弁いただきたいと思います。すでにこれは上程すること自体が私は問題があるようにも思いますけれども、明確な、聞くものとするという条例の規定について、第1条の規定についての解釈を含めてお聞かせいただきたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

私のほうからお答えさせていただきます。

理事者のほうからですね、今回報酬額の引き下げの話がありまして、これでいきたいという話があったときにですね、審議会を設置してですね、ここに諮問して答申を受けるべきかどうか検討をしたところでございます。

議員ご指摘のようにですね、設置条例によりますと今言われた条文でもって給料等の改正をする場合はですね、その議案を上げる場合は審議会の意見を聞くというふうになっておるわけですが、そのこのところですね、他市町村においてもですねどうなのかと、また県の見解もどうなのかというところもですね、いろいろ検討、調査をさせていただきました。

その結果ですね、なぜ審議会を開かなかったのかということなんですが、まずそもそも少し長くなるかもわかりませんが、審議会の設置につきましてはですね、昭和39年にですね、

自治省の事務次官のほうからですね通達、通知等がありまして、そのときに、そのときの社会情勢なんです、特別職等が住民の意見を聞かずにですね引き上げるというようなことがその当時ありまして、つきましてはやはり報酬等を引き上げる場合は、住民の意見を聞くべきではないかということからですね、事務次官通達によりまして審議会を設置してですね、ついでには住民の方から委員を選んで、その人の意見を聞くようにせよというような形のなかでですね、当時我が旧町におきましても39年に設置をされております。

それでですね今言いましたように、この審査会の設置のですね背景は、また目的はですね、引き上げるというような前提のなかでつくられた、設置された、また条例も設置された経過がありましてですね、今回、確かに議員さん言われるように私も気になりまして、条例上はですね今言われたような条文になっておりますので、本当に審議会にかける必要がないのかどうかということなんです、自分なりに調べ、また県の見解も確認とったんですが、今回のようにですね、本則で、本則といいますと給与条例ですね、報酬条例の第2条で町長、助役、収入役の報酬がいくりにするということが決まっておるわけですが、そのところをですね、今回いくりにするという改正をですね仮に減額であったとしても、かつまたある程度今回は暫定期間ではありますが、そうではなくて、ある程度任期も超えてですね、これから期限を切らんとこんだけに下げますよという改正の場合はですね、これは審議会に諮ってですね聞く必要があるけれども、今回のようにですね、1月から3月までの暫定期間において、かつ本則をなぶらずしてですね、附則で何パーセント減額するというような形の改正においてはですね、それはこの条例の読み方になるわけなんです、それは別に違法ではないですよというようなことの県の見解もありましてですね、今回開かなかつと、開かずしてこちらから附則の改正でもって上程させていただいたということでございます。

以上です。

#### 6番 北村博司議員

議長、答弁になってない。

議長

回数に数えませんから、ご指示をどうぞ。

議長

6番 北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

まず、昭和39年に制定したというのが誤り。違いますね。17年の10月11日に条例が制定さ

れている。これは紀北町ですから今、昭和39年の話は聞いてません。昨年、わずか1年前に制定したものを守らなくていいのかと私は聞いているんです。県の見解なんか聞いてません。地方自治法先ほど申し上げましたように、誠実に遵守する義務があるんですよ、団体の長は。

それに対する答弁はされていない。いいんですか。わずか1年前につくったばかりの条例ですよ。条例を遵守しなくてどうするんですか、明確にお答えいただきたいと思います。県の見解なんかまず、読み方なんてという答弁というのは以ての外ですよ。条例は誠実に読まなきゃいかんし、遵守しなければいかん。解釈でやられたら困ります。

条例どおり、それに対する答弁をお願いします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

今、総務課長が答えたのは、こちら側の事情であります。指摘を受けたその条例の審議会に凶らなければならないということもございますけれども、期限限定で3月31日と考えて私を行いました。しかもこの財政の非常に緊迫した状況は喫緊のものでありまして、なかなか審議会委員を選定するについてもとても時間が足りませんので、今後行財政改革をやっていく私が責任者でございましたゆえに、減額するということでそのへんをご理解をいただきたいと、そのように思います。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

以前、旧町時代のことを1つ申し上げますけど、旧長島町において町長、助役の1ヵ月間の給与の引き下げの一部改正が出たことがあります。これは当然公職選挙法の関係あるんで、条例改正しなきゃいけませんから、出たことがあります。これはある行政組織のなかのあれ何かトラブルかなんかの責任をとって、1ヵ月間の給与引き下げをやったことあります。そのときに大変やはりこの報酬審議会とのことが大変問題になりまして、これは増額する場合に諮りなさいよとなっているんじゃないんですね。条例を提出する場合はとなっておるんですよ。給与にかかわる。上げるも下げるもかけなくちゃならんという規定ですよ。

これは町長提案ですよ。議員発議でも何でもなし。そのときに今後はこういうちゃんとしてますという、これはもう旧町ですから、今は新町になっていますから、それでどうとは申し上げませんが、すでに以前から問題になっている、旧町時代に。引き下げる場合でも、

例えば極端な場合を言えば、下げ方は少ないじゃないかという答申が出る可能性だってある。

だから私はこれは審議会に諮問するのが大前提であると申し上げます。再度ご答弁いただきたいと思います。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員のおっしゃることはよく私も理解、受けとめます。

しかるにですね、この3月末をもって期限としまして、年が変わりまして1月ごろには審議会委員を選出させていただいて、審議をしていただくつもりでございます。しかして4月1日よりまたその答申に準じてですね、新しい給料にしていきたいと思います。そのように考えます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

はい。

**11番 入江康仁議員**

11番 入江、これね議会というのはやはり今、北村議員がいったように、この法律的に守られた。またそれを遵守するというのは町長、行政側の立場やと思うんです。それを今、もうこれ違法ななかで提案してきたというのを、我々議員がチェックせんならん議員に提案を押しつけるようことを議長、あなたどう思いますか。我々町民にどないして説明したか、できるんだったらちょっと教えてください。これ審議できますか。

**議長**

議案として提案されておりますので、それは審議して否決、可決される。また討論で賛成、反対の意見を述べることは自由でございます。

**11番 入江康仁議員**

議長いいですか、あのね僕が言っているのはそうじゃない。ちゃんとした提案理由があるんだったらそれでいいのよ、あんた言うように。ただこれは今、北村議員が指摘しておるのは条例を遵守せないかん、行政側のほうが出してきたん、町長は出してきたんですよ。それを我々議員がですよ、違法となっているのを審議してってあなたは言うておるとい僕は言うておるんですよ。だから議案だったらあんた、そんなら違法だ何だとどンドン出してきたらいいんですか。出していいのあなた、わかっておって議案を出すの、受理するのあなたは。議長、私が言うのはあんた違法だということを今指摘しておるんね。それで条例はこうだと

なっていることも今、北村議員が読んで説明しておるのよ。これ議員は、我々議員が皆わかるんですよこれも、違法だということは。それ審議できないよ。僕らこの審議にはかかわりたくないんだ、はっきり言うて。

違います。違法なものを僕らは何でチェック機能だといってね、違法なことをなんで審議せなあかんの。提案理由もちゃんと条例会議規則によって議会の、きちんと提案理由を述べてやるんでしょ。それをあなた議案として扱うことをどうするかというのが、あなたでしょう。議会の長だから宰領だから、長でしょう、あなたは。

**議長**

お答えします。これ議案においては議会運営委員会で審議され、議案として認められました。したがって、議案として私は取り扱います。

なお、この取り扱いについて、その賛成、反対討論、その他今、北村博司君がおっしゃったような質疑についてはどのようにも受けますが、議会運営委員会において議案として認められておりますので、これは議案としてこのまま審議していただき、ご可決なりその判断を議員の皆様にご委託したいと思っております。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

**議長**

議事進行ですか。

**11番 入江康仁議員**

議事進行です。北村議員の質問は終わっていないでしょう。

**議長**

終わりました。

**11番 入江康仁議員**

終わったの。

**議長**

はい。

他に質疑される方はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

**議長**

議事進行ですか。

**11番 入江康仁議員**

はい。議長このやはり議会はね、このZTVができてから、約1億円どんだけかはっきりは忘れたけど、自治体が出したわけですね。それでこの放映されるなかで開かれた議会ということで町民も歓迎しております。そのなかでやはりスポーツにもですね、やはりルールがあって、関連したルールがわかっていてスポーツを楽しく観覧する。しかし、この議会のルールは先ほども議長も何回だと、質問これに対してはこういうことで何回の質問をしてくださいということ、本当にいいんですね。

だから今度はわかりやすい議会を我々は町民に説明しなくてもこの議会の内容でわかるように、やはりしていかなければならないと、だから今、議長が述べられたことはいいことなんです。これに対しては質疑何回にしてくださいと。だからねこのやはりルールを町民にわかりやすくするために、是非ね1年間議題ごとにこうですよと、見ている人も見ていない人も、また次の議会を見るかわからん。だから町民の開かれたわかりやすい議会ということに対してですね、やはり議会の会議規則の規則をきちんとこう説明をこの1年何とかお願いしたいと思います。

それでもう1点はね、なぜかという、この質問3回のなかでやはり答弁している。質問した、答弁、いうたら町民も馬鹿じゃないですから、なぜあのような質問に答弁がきちんと返ってないのに終わってしまうのかということも、多々多々あるんです。だから必ずこのルールをねわかりやすく、今回のこの議会1年を通じて町民にわかりやすい議会ということ、ちょっと心がけていただきたいと思います。

## 議長

わかりました。そのためにも私本日冒頭におきまして、議会運営についての確認事項ということでお話をさせていただきましたので、質疑回数につきましてもそのようにご理解いただきたいと。

わかりました。町民の皆さんにですね、よく周知するよう努力いたします。はい。

ほかにご質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

## 1番 東篤布議員

1番 東篤布、これを見ますと100分の7ですね、町長の。それで収入役は100分の5となっておって、先ほど町長の給料はいくら、収入役はいくらって、こう教えていただいたんですが、それもう一度教えていただきたいということと。

下げなあかんほど多かったんかな、町長の、今まで。他の市町村の比較表みたいなのござ

いましたら、ちょっとね参考のために見せていただきたい。先ほど北村議員がおっしゃったように審議会にかけてないけれども、審議するだんに当たってまさか下げ方が少ないなという意見を言われる方いないと思いますけどもね、僕が一番懸念するのは当然財政難におかれましてですね、町長自ら、また三役自ら減給されるということは非常に良いことだと思いますけれどもね。他の市町村と比べてみてですね、本当に我が紀北町の三役はですね、ここまでの減給をしなければならないのかどうか、私はそれ以上の仕事をされておるのではなかろうかと思うものですから、あえてですね他の市町村の資料があれば見せていただきたいと、こう思います。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

まず1点目の月額報酬についてのご質問がありましたので、お答えさせていただきます。町長については現行78万円でございます。助役については61万円、収入役につきましては57万円でございます。

それからですね、他市町村の状況ですが、三重県15町今現在ありましてですね、人口規模等もあるわけなんですけど、平均で出てましてですね、市町村長でですね平均が75万7,000円です。ただしですね、今から言います数字につきましてですね職員の不祥事だとか、自分の意思でですね減額をしている町村長もございます。それも加味した数字でしか出ておりませんので、多分これ以上の数字にはなっておるかと思うんですが、そういうことで前置きをしてさせていただきます。

町村長はですね、75万7,000円、それから助役につきましては59万9,000円、収入役については56万7,000円でございます。以上です。

**議長**

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

そんなに多いように思わんけどな。あとからほかの15町村のですね、その資料と同時に市のも見せていただければ。僕は三重県のこの議員のは持っておるんですけども、三役のは持っていないものですから、今後我々議員もですね、三役もやったら我々も話してないかもわからん、参考のためにまた教えてください。よろしく。

以上、終わり。



議長

資料提出については後ほどということによろしいですか。

1 番 東篤布議員

はい。

議長

他に質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

町長、なかなか財政の厳しさを自覚されてまして、このような自ら下げるといふ条例を出されました。ただ期間をね3月31日にしたという理由ですね。

それとこれは町長は当初、助役も皆さん財政の厳しさを当初予算のときからご存じだったわけですから、これは期日として19年の1月1日になったこと理由をですね、それを教えていただきたいのと。

また今後、財政厳しいなかで当然三役、教育長もありますが、職員の給与等に関しての考え方がある程度わかっているならば、どのように取り組まれるのか、お教えいただきたいと思えます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

目下、行政側としましては行財政改革を策定中でございます。検討中でございます。

そういう時期もありましてですね、1月1日、19年の1月1日というふうにしたのはですね、急いでいるという現下の状況を勘案しました。

それから3月31日で区切ったということは、先刻も申し上げたように年変わって早々にですね、給料の審議会を設けたいと、そういう考えでですね、4月1日からの新年度のいろいろの審議をしていただきたいという考え方がありました。

質疑のなかでですね、職員についてはですね今後も検討してまいりたいと思えます。

以上です。

議長

20番 東清剛君。

20番 東清剛議員

今後ともといわれますけども、その行革のね中身でどのへんを目処にと、それからある程度予測的なものはございますか、ないんですかお伺いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

職員については検討させていただいてですね、人勧のことも十分考えなくてはいけないということもありますんで、検討続行中というふうにご理解ください。

20番 東清剛議員

いつごろまでですか、それは。

奥山始郎町長

ですから、それはまだ明白に今申し上げる時期ではないと思います。

議長

よろしいですか、ほかに。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

21番 谷節夫、町長にお伺いしますけど、公約のなかでですね、選挙の政策の姿勢をきちんと何項目にわたってですね、町長になられた。私はですね、まだ合併してからやっと1年経っただけなんですね。確かにいろいろなその財政の苦しみがですね、今年のいろいろな市町村でわき起こっておりますけども、私は1年足らずですね、その言えば世論のなかの、ただそれだけでね、やっぱり給料を下げるのではなく、むしろ私はほかにその給料下げることではなく、もっとその給料下げるだけのその理由づけがですね、よくわからないわけなんです。

ということは、1年のこの新しい町に至ってですね、私は町長も助役も収入役ももう土曜日曜日をいわずにですね、合併して1年のなかですごくそうした動きをしていると私は理解しているんです。ですからその、ただそれだけの理由ではですね、私はどうも納得いかないんです。もっと何かその町民にも響くようなですね理由というのですか、そのへんはもっと具体的にないんですか、そのへんをお聞かせ願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

議員のおっしゃる意味は大変心に響くあったかい考え方ございますと、私は感じましたけ

れども、合併1年2ヵ月が経ちましてですね、この財政状況は非常に緊迫したものがありません。そして行財政改革のなかで補助金だとか、いろんな各方面の町民の皆様方に歳出カットをしていかなければならない立場にある者としてですね、ですから自らその姿勢をいささかでも示すのが本来のあるべき姿ではないかと、そのように考えたところでございます。

**議長**

よろしいですか、ほかにございませんか。

15番 中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

簡単明瞭で結構です。担当委員会に属しておりますので、簡単に質疑をいたします。

私は町長、助役、収入役、また教育長、この減額についてはですね、いろんなケースがありますけども不祥事が起こされたり、また最高責任者としての責務のなかで減額したりというのは聞いたことがあります、県内でもそういう、こういう格好で自ら率先して姿勢をただすという意味ではね、財政難に立ち向かっていく姿勢を示すんだということでは、町長の姿勢よくわかるんですが、こういう減額というのはやっぱり実際県内ではあるんでしょうか、その点だけで結構です。お答え願います。

**議長**

谷口総務課長。

**谷口房夫総務課長**

お答えいたします。県内におきましてですね、やっているところもございます。

以上です。

**議長**

よろしいですか。

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

先ほどの北村議員からの関連なんですけど、行政側というのはですね、やはりこの町条例というのは1つの地域においては法律と一緒にすよね。これの執行権は皆町長、あなた持っている。そのなかで先ほど総務課長が言ったように、その読み方によって理解が違おうて、そのような感覚でいいのか。条例の読み方によって、それでは皆感じることは町民の自分の理解でいいように理解していい条例なのか。それで今回のように助役、あなたもそう。あなたは早稲田の法学部出ていると聞いたけども、あんたは助役で来ているんですよ。なぜそう

いうときの法的な助言はしなかったんですか、それが1点。

それともう1点、条例が先ほど総務課長がいったようにね、その個々の人の読み方によって解釈していい条例なのかどうかね。それが2点目。

だからこれははっきり言うて、町長あなたもそうなんですよ。あなたは町長という職責は何だということは、町条例より法律に則ってあなたは選挙で選ばれて、遵守せなならんあなたが立場なんです。だからあとはそんなら町条例、先ほど総務課長がいうたように読み方によって違うよという、感覚で違うんよというときにですよ、条例によって皆それぞれの個々の立場がある。あなたのところへ来て、いやあなたはこうですという、いや僕はこう考えるんだよと、そういうことの問題のないようにするための条例じゃないですか。揉め事をなくするための町条例だと思うんですよ、また法律。それがあからこそ裁判ということもあるんです。あなたたちはその法を守り、法を執行して何人にも平等に扱ってこそ、あなたの職責があるんです。

それを自らですよ、その短期間だと、この予算もそうです。今の減額も、たかがこれ大体計算すると町長、助役、収入役、教育長、約減額して1ヵ月どんだけなんです、大体20万円前後になるんじゃないですか。その20万円で3ヵ月だけですよ。たかが60万円です。僕はあえて言わせてもらいます。たかが60万円です。そういうような問題に審議会を持って、あなたは審議会開くところまでいかなかったというけどですね町長、このたかが60万円のためにこういう議会のところへ提案してきて、これ町民のまやかに私は見えます、私は。

そしてそれ関連していくと、そこまで本当に緊迫しておるのかと、町は。あなたは以前、再建団体に入るかわからんという答弁もやってます。ときには町民の生命、財産を守らなあかんと言っている。先に町民の生命、財産を守らなあかんと言ったあなたは答弁した。その後で今度はですよ、再建団体に入るかわからん。これは町民を愚弄しておることですよ。あなた町民に不安を与えておるんですよ。

だからそんなら、その解決はどういうふうにするんだと。あなたこの紀北町になって1年になる。確かにほかの議員もいったように頑張っているのはわかります。わかるけど、それはあくまでもあなたは法を守って、法を執行して何人にも平等にやっているからこそ、奥山始郎町長の言葉として威厳があるんです。たかが個人の個々の奥山始郎ではだれも町民言うことききませんよ。ましてあなたの言う言葉は町民が皆信じる、間違うておっても。

だから行政というものはそんだけの大きな責任がある。トップというのはそんだけの責任があるんです。だから軽はずみな発言はできないというのはここにあるんです。特にその

ところです、本当に危機的にそんなになっておるのか。なっておるのなら私たち議員も考えなきゃいかん。私は当初案まだはっきり把握していないからそこまでは突っ込まないけども、本当に危機的なものやったら私たち議員もですね、費用弁償等のこともね、今回チラッと聞いたなかで 190万円あげておると、もうこの費用弁償も皆本当に議員として。

議長

入江議員に申し上げます。なるべく議案のほうに集中して質疑をお願いします。

11番 入江康仁議員

だから最終的に議案になるようになるんだから、最後まであなた議長聞いていてよ。

議長

なるべく簡明をお願いします。

11番 入江康仁議員

簡明ってさ、やっぱり3回というやっぱり制約がある以上、やはり1回座ってしもうたらさ、やはりこういうのもルールなんだから、だから町民にわかりやすいようにやってんのよ、私は。

議長

簡明にというのもルールですので、よろしくをお願いします。

11番 入江康仁議員

簡明もね、だから1時間も簡明か、30分簡明か、10分の簡明かというの、今の議会の仕方じゃないですか、個々の、今の答弁だったら。違います。

議長

どうぞご質疑を。

11番 入江康仁議員

どうぞと言うのやったら、あんた黙って言わせな。そういうことさちょっと横から入ると、ちょっとまた反れてしまうと、また時間かかるよ。

そういうことでさ町長、本当にそこまで逼迫しているんだったら、この60万円の給料をですよ、大事に議会にかけて減額して効果がどこに現われておるのかと、現われていくのかと、ただ町民に3ヵ月のあれをして、あなたのどういうこの財政にね大きく響くのか。そのところ町長聞かせてください。

それで助役はその法的な問題ね。きちんとそれだけ。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

ただいま入江議員のたかがというのは、取り消していただきたいです。たかが60万円という、たかがは取り消したほうがいいと思います。

議長

取消の動議ということなのですが、今動議について賛成がございませんので、不成立ということよろしいでしょうか。

奥山町長。

奥山始郎町長

議員はいろいろと私に至らぬものですんで、いろいろと示唆をしていただいと受けとめております。しかしながら、60万円であろうが6,000万円であろうが、税金の質においては変わらないと私は考えております。

それからこの前者議員にも説明しましたように、この額というのではなくて姿勢の考え方なんであります。行財政改革をやっていく自分としての責任者としての姿勢を、ここに表明したいということが第一でございます。

ですからそのへんをご理解をいただきたい。まだまだ行財政改革を推進していくうに当たってはですね、いろんな補助金だとか負担金等いろいろカットして町民の皆様にご協力をいただかなければならない者の立場として、自らそのようにとらせていただいたいということでございます。以上でございます。

議長

北村助役。

北村文明助役

先ほどの法的な見解でございますが、先ほどですね谷口総務課長が言いましたように、県のほうの見解を聞いてございます。県の見解では違法ではないのではないかとというようなことを見解しておりますので、それに従いたい、それに従って今回下げるような案件を出したわけでございます。

17年に法律を制定したとか、条例を制定したとかいうこともございますが、条例の中身を見るのはですね、やはり文書でございますので、今回は聞くものとするというのを前提に、どうなのかということを知っているかと思っておりますので、県の見解に沿うべきものという考え

ております。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

質疑じゃないですか。

11番 入江康仁議員

質疑じゃない。答弁になってない。

まだもう1点、条例の文言ですね。文言は個々の取り方によっていいんですか、それでは。

あなたはそれ県の見解というもんじゃないんですよ。県は県なんです。北村議員も言ったように。紀北町は紀北町でしょう。

議長

助役に答弁させましょうか。質疑になってしまいますが、よろしいですか。

11番 入江康仁議員

いやいや答弁やってから、ちゃんと言うておるやないか、答弁やってないから。

議長

ですから答弁を。

11番 入江康仁議員

そんなら議長、あんたに言うわな。きちんとその条例に関して個々の理解でいいのかと、その提案するときに、法的な指摘を受けたことのなかでどういような助言をしたかというの答えてないですよ。

議長

答弁させます。

北村助役。

北村文明助役

先ほども申し上げましたように、この条項がですね17年度につくった条項が、それが今回のような改正提出するのが違法ではないのかどうかということ、県のほうに照会しておりまして、それが違法ではないという返事でございます。当町としてもそういう見解を遵守して今回違法ではないと、こう判断いたしまして提出したものでございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

それはもう県の見解でしょう、あくまでも。そんなら町条例はどんなように理解したらよろしいのですか。どのように理解したらいいの。

先ほどこれ北村議員が条例を読みましたよね。審議会の委員会の意見を聞くとなっておるんですよ。それは確かに県の条例が、県条例がと市町村条例にきますよ、だけどこれは紀北町となって新しく1年経ったなかで、市町村の個々の問題は個々のとこの条例で補うというのが町条例でしょう。違うんですか、助役。

それでこれはほんなら聞くということは聞かなくてもいいということですね。私はそれを県の見解を聞いておるんやない、17年の前のことは私聞いているんじゃないです。この去年できた紀北町の条例のなかで見解を聞いておるんです。だからあなたの言うようなことだったら、そして谷口総務課長が言ったように、個々の理解の取り方でいいんですか、町の条例の取り方というのは。

ということはね、あなたたちはこの条例で紀北町の町民皆網を被せて、あれを押えておるわけなんですよ。何かあなたたち問題があったら、いや条例はこうですからできない、条例はこうですから駄目ですよというのが、各課行政の課長、またトップの答弁じゃないんですか。これが逆の立場だったらどうします。そないして言うでしょう。

だから県の見解を聞いておるんじゃないんです。この条例のあなたたちの取り方を聞いておるん。だから私は言っておんのは法律にあなたは詳しいと、法学部出ておるから過ちは過ちだと認めるのだったら、私はもうこれ以上言わない。だれでもミスあることはあるんだからね、そこをちょっともう一回答えて、正確に答えていただきたい。

だから次、いろんな一般質問出しても、この条例のことは大きな問題になりますから、それから先ほど谷議員もね、先ほどちょっと議事進行で言ったたかが60万円と私が言ったのは、町民からいったらたかが60万円じゃないですよ。私は町の予算から見てたかが60万円と言ったんです。これをやっぱり町民の方たちにも理解していただきたい。

この60万円が次の予算にどのような反映を出来るか。先ほど町長は姿勢と言うたけど、姿勢だけでは財政はできませんよ、町長。改善はできませんよ。だったら何か不祥事、先ほど中津畑議員も言ったように、何か不祥事があったときに責任、そういう1つの名目があってね審議されることは多い。しかし、たかが財政危機だからといって自ら、これは気持ちはわかる。町長あなたの姿勢、それは気持ちはわかるよ町長も助役も、しかしそれでは町民の財政のこの紀北町の財政が改善できるのか。だったらこういうことで60万円減給をすることによって、私たちは町の財政をこのように改革していくよと、次の当初予算を見てください



よというような答弁を私はいただきましたかった。

だから姿勢だけで次の当初予算に反映されなかったら何も意味ないですよ。そのところは町長どうですか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

じゃ姿勢のところから申し上げます。その姿勢というのはですね、大事なことでしょう。

その姿勢というのは考え方の現われです。ですからそれがあって、あなた60万円少額だとおっしゃるけども、それが積み重なって何千万円にもなっていく可能性があるんです。私はそういうふうにこの町の財政を理解しております。

ですから、私は責任者としてお前じゃ自分の給料も何もなぶらんと、俺たちばかりその負担を増にして補助金をカットしていったいいのかという論理は、どこにでもあるんです。ですからそういうことをまず手を挙げさせていただいた。それを理解していただきたいと思います。

それから法律論ですけども、法律確かに条例によってこれは町の法律ですから、それを基本として行政が行われていきます。しかし、人間がつくったものであってですね、これはどうしてもできる隙間というものはあるでしょう。それからまた例えば減免、税の減免等についても町長がそれを認めたときに減免することができるというような条例は入ってます。それはあります。そのときに判断するのはこれは町のためになるのか、ならないのか。それからこの議場にいらっしゃる議員の皆様方がそれぞれこれまでやってきた生活のなかでですね、良識だとか道徳だとかそれを判断する能力をすごく持っておられる。そんななかでですね、いろいろご判断いただく部分もないとはいえないです。ですから、そのへんもご理解をいただきたい、そういう考え方です。

**11番 入江康仁議員**

議長、助役の答弁、法律論のところで。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

私、助役に代わって法律論を申し上げた。大体同じ考え方です。どうぞよろしく。

**11番 入江康仁議員**

ちょっと議長、議事進行。

今答弁になってないよ、これ。

議長

ご質疑を願います。

11番 入江康仁議員

ご質疑じゃないよ。答弁になっておらんのにいいですか、議事進行。

議長

はい。

11番 入江康仁議員

答弁になってない。だから私は言ったのは法の隙間とかな、そんな取り方によって法を破るようなこんなこともあるよとか。

議長

それは質疑でおっしゃってください。

11番 入江康仁議員

そんなことってないよ。私は。良いのか悪いのかの解釈が条例によってですよ、自分の個々の考えで解釈していいのかと、だからそのため先ほど言ったでしょう。

議長

それは執行部へ対して質疑という形で行っていただきたい。

11番 入江康仁議員

質疑でしておるやないか、あんた聞いておらんのかあんた。

テープ戻しても一番先に言っておるじゃないですか、僕は。

議長

お静かに。

11番 入江康仁議員

お静かにじゃないよ、あんた。

議長

指摘なら指摘でしていただければ結構ですから。

11番 入江康仁議員

だから指摘しておるやないか、だから答弁になってないよと。そうでしょう。だから条例というものは守ってきちんとやっていかなあかん。それを行政側が破っておってどうなるん

ですかと、そのため皆個々の感じ方の、取り方でいいんですかと、そういうことをなくするためにも条例というのはあるんでしょと、私は言っておるさっきから。

だから条例はきちんと守らなあかんと違うんですかと、それとも個々の考えで谷口総務課長が言ったようにですよ、個々の読み方によっていいの。

議長

答弁いたさせます。

奥山町長、いかがですか。

奥山始郎町長

議員は我々が答弁することについてはご納得はいかないかも知れません。しかしながら、助役も答弁したことも、私が申し上げたこともそれは考え方の違いであってですね、答弁として受けとめていただきたい、そのように思います。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

考え方のね、法律に考え方の取り方とはいいませんよ、町長。

これ条例が遵守されてないことを指摘されてね、それを破っておいて提案してきて、考えの相違ないでしょう、それ。私指摘しているところはきちんとしているでしょう。これ町民も皆見えていますよ。これは考えの相違ではないですよ。私は仮に一般質問ですよ、水産振興に力入れてくれと、あなたは農林業に力を入れると、これは考えの相違で私もそれ突っ込むんだったら無理をいってますよ。

そうじゃないですよ。これきちんと審議会の意見を聞くということ、なっておるのを審議会も開いていない。そういうこと、ただ本当にねあなたの姿勢といわれりゃいい姿勢なんですよ。指摘するところはない。ただ議会、行政というのは法を守り、法を執行して何人にも平等に扱うというのが、これ町条例でしょう。それを執行部のほうが間違っておって、あなたたちがそれ町民に私は教えやなあかん立場の行政側のあなた方が、自分たちのミスを理屈でこねて姿勢でわかっていただきたい。それはちょっと無理じゃないですか。

これはそやけど議長、さっきから言っているけど、後でまた議事進行が入りますよ。これ答弁なかったら。私はそこをしておるの。だから守らなくてもいいのかどうかというの。審議会の意見を聞くというところはとうとうどこまで聞くのか、なぜ必要でこうやって条例をつくっておるのかね。助役そやで、さっき助役が言ったように県のことは関係ない。あなた

もわかっておるはずだ。今までの議会では通ったかも知らんけども、今度は通らないよ、やはり。

県のね、議会の県議会と違うの、ここは紀北町の町議会、町議会には紀北町の条例というものがある。それを引き合いに県のとか国とのね引き合いに出されても困る。それだったら紀北町の条例は要らないじゃないですか。あなたの言うのは上位条例を尊重するということになるの、そんなら。そうでしょう。上位条例を尊重するということになるんじゃないですか、あんだ。

だからさ、私が引かないのは、こういうやはり一旦これを1つのね違法となったものを議長、こういうして答弁もこうなんです。そんなん認めたことになる私たちは。これはちょっと議会としても私個人としても許されないことですよ。そんな簡単なもんじゃないって、皆私たちは町民の代表なんです。町民の声をやはり行政にぶっつけやなあかん。町長はやはり選挙で選ばれて紀北町のトップ、皆さんをやっぱり守らなあかん。私たちは議会の選挙で選ばれて町民の声を議会に訴える、行政に訴えるのが役目ですから。そこの答弁はさ、全然なっていないやないか。これ法律的に指摘されてね、これ追々問題になりますよ。これとにかく上位条例が主導になるか。

**議長**

質疑をおまとめください。入江議員。

**11番 入江康仁議員**

だからそれ言っておるじゃないか。

**議長**

それでは町長が答弁したいとのことですよ。

**11番 入江康仁議員**

審議会のあれをですよ、きちんと守っておるん。これで通っていくのかと、そんなら町民の違う人たちが解釈で、条例破っても何も言えないことになるよ。そこのとこきちんと答えてください。次回ではすまんよ。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

行政の法的な判断で非常に難しい場面がいっぱいあります。そんなときに県の専門的な知識とかご経験を持ってられる県のほうへご相談をして、指導をあおぐことが度々あるんで

す。そういうなかで、この紀北町の条例を無視したり軽視したりするつもりはございません。

しかしながら、県の考え方も聞くことによってですね、拡大解釈をさせていただいてですね、これを提案させていただいたということでございます。

#### 11番 入江康仁議員

ちょっとこれおかしいよ。

#### 議長

質疑を終了いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

#### 議長

1番 東篤布君。

#### 1番 東篤布議員

議長に申し上げます。6番議員から始まって、今まで11番議員がおっしゃっておったですか、僕は質疑の中身がよく理事者側が理解されてないのかと思います。議長もですね、理解されていないのではなかろうかと思いますね。11番議員が何を言っておるかというところでですね、この減額をするそのいわゆる姿勢、それはいい良いことだと、そしてまたその自らそういう姿勢をただすことによって、これから行革に入っていきたいと、何度も何度もおっしゃった。姿勢をただすことが大事なんです。気持ちを表すことが大事なんですとこうおっしゃった、それはよくわかる。

入江議員がおっしゃっておるのはですね、今先ほど町長もおっしゃったように非常にこの判断に迷うときがある。曖昧なときがある。だから県の話も聞くんだと、それは結構です。しかし、その前に我々で判断しなければならないことがあるから条例というのがあるんです。簡単なことであっても難しいことであっても手続きを踏んでいくことによって、過ちを。

#### 議長

議事進行の発言に戻っていただきたいと思います。

#### 1番 東篤布議員

議長に言っておる、いいですか。何度も何度も議事進行で言っても答弁が返ってこないから僕も言っておる。だからこの条例を守るかどうかという姿勢を聞いておるんですよ。守らなくてもいいのかどうかということです。私は判断でその都度ですよ、判断で、取り方でやってええのかどうかということ質問ぶつけておるわけです。それじゃおかしいですよ。何のために条例があるかということなんです。

だから理事者側がですね、条例を守るべきかどうかです。今回、あまりにも簡単にとらえ過ぎてやってしまった。だから聞いておる議員も大半の方はそれを思っておられると思いますし、また町民の方そう思うと。そういうふうな誤解を招くようなことをですね、したから、こういうふうな質疑が飛んでいると思いますよ。

ですから、誤解を招かないためにも手続きを踏んでやるように、そういう法律をつくっている。それが条例なんじゃないですか。それを遵守しなくても良いのかというておるんですから、その理事者側の考え方と、お二方の議員さんが聞いておられるのではないかと思いますので、私もその答弁を明確に聞きたい。

県が言うておったからこの条例は通るんだと、この1つの条例で非常に苦しんでおる、いわゆる町民ね、それから民間企業もあるんですよ。そんなに簡単にこの条例をとらえておったんでは意味がないじゃないですか。条例に則って議会も進めておるんでしょう、すべて。だから条例を軽くにとって良いのかどうかと聞いておるんですよ。違いますか。それを明確に答えてくださいよ。

**議長**

議事進行だったですね、今のね。

**1番 東篤布議員**

議長が答えてもらってかまへん。議長やと思うんですが、条例を軽くとってもいいんですか。

**議長**

私、条例とかそういうことに対してはですね、私のほうから何も言うことはございません。ただ答弁が適正になされているかどうかということについてでしたら、はい。

ちょっと事務局から説明をさせていただきます。

はい、お静かに願います。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

議員さんの質問に対する答弁とかそういうものじゃなしに、まず提案された議案とか、それからまた議決のことについて少し事務局から答弁させていただきます。

今、議員さんおっしゃられるように、やはり議案として上がってくる議案につきましては、地方自治法、また各町村の条例に基づいて上がってくるものでございます。

議会の権限としましては議決権ということがございます。この議決権というのはいろいろ

審議するなかで、地方自治法また町の条例に基づいて瑕疵があるとかという法制がある場合、そういうふうな指摘した場合は、それにつきましては議会としては可決するか、否決するかということでございます。

その決定を見て町長がまた不服と思うなら、地方自治法第、否決された分について 176条により、町長がまた再議として付すことができることございまして、議会の権限としましてはそういうふうな審議のなかで違法性があるか、瑕疵があるかにいろいろとそういうふうなものを調査、審議していただいて表決をいただくということでございます。

以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

議長、先ほどから議長に私言っているように、今、1番議員さんも言ったようにね、やはり議長というのは議会の運営をスムーズに進めることも議長の仕事です。

**議長**

そのとおりだと思っております。

**11番 入江康仁議員**

けどそのなかで、今度は質疑に入った場合、議員のそれぞれ各々の質問の仕方もあると思います。しかし、その内容をやはりあなたが把握してやな、山の質問しておるのに海の答弁しても答弁にはならないと、私は前も言っておるはずですよ。それはあなたが把握せなあかん。東篤布議員が言っておるのはそこをあなたに言っておるんですよ。あなたも質問者の理解、質問の内容も理解せないかんよと、そのなかで答弁はきちんとやっているかなと、これも議長職の1つですよ。ただ何々君、何々君だけが議長じゃないですよ。そこを気をつけていただきたい。

**議長**

はいわかりました。ほかに質疑される方はございませんか。

いや、東篤布君につきましては質疑が終わりました。

**1番 東篤布議員**

質疑じゃない。議事進行ですよ。先ほどの議事進行答えになってないじゃないですか、議長、いいですか曖昧なことじゃないですよ。大事な条例のことなんです。そこで賛否をと

ります。その後の話は事務局長のおっしゃったことよくわかりますよ。その判断するにあたってでもですね、こういうふうな大事な問題を出してきて、条例違反かと思う人もいるわけでしょう。だからそれを軽くとおるんですかという質問やないですか。

今後も自分たちの判断で、自分たち県から聞いたらこう言うたからといって、条例をその都度の、そういう簡単な取り方で条例を判断してしまうんですかということなんですよ。条例を重く持っておられるですか、どうですか。今後もこのようにして軽く自分たちの判断で、この条例を曲げてしまうんですか、そういうことを聞きたい。

議長

東議員、議事進行でしょう。

1 番 東篤布議員

それを答えるように言っていただけませんか、議長。

議長

いや、町長の答弁は町長の答弁としてそのままあって、また賛成、反対につきましてはですね、討論等がございますので。

1 番 東篤布議員

賛成、反対の前にですね、質疑に答えてないやないですか議長。

議長

いや、町長は町長の見解として今答えられたように思います、私としては。見解が正しいかどうかはまた後の討論、採決で判断していただきたいと、そのように思います。

1 番 東篤布議員

いやいや見解じゃないんですよ。減額することの町長の姿勢は聞きました。条例違反じゃないんですかという質問ですよ。

議長

その先ほど見解を述べたと思いますが、町長は。

1 番 東篤布議員

今後もそのように軽くとっていくということですか。

議長

いえいえそれは私に聞かれてもあれですので。

1 番 東篤布議員

じゃその質問されておるんじゃないですか、11番議員も。



議長

私は議事進行の発言を許可しただけでございます。

1番 東篤布議員

ですから、議事進行として議長にそれを聞いておるんですよ。今ので答弁になっとんのですか、町長の。

議長はそれ答弁になっておるんだというのなら、それは仕方ないですけど。

議長

町長の見解として町長が述べられたと私判断しました。

1番 東篤布議員

見解を述べたのは減額の見解なんです。それで県の見解もおっしゃっていただきました。条例違反でないと県が言うておった。しかし、これからもこのように条例を県の見解を聞いて自分たちの勝手な、人それぞれによってとり方が違うようなですね、曖昧な形でやっていくんですかということです。条例を遵守してやらないんですかと言うておるのです。

議長

私の発言も聞いていただけますか。

1番 東篤布議員

だから私はそれ答えになっていないと思いますよ、町長の答弁は。

議長

町長はですね答弁、私の判断で。

1番 東篤布議員

いやいや議長が町長のが答弁になっておると思うのやったら、それで仕方ないですよ。僕は答弁になってないと思いますけども。

議長

答弁というより見解、その町長の考え方として、この条例に対しての述べ方が十分なされたんではないかと私として判断しますので、このほかに質疑を求めます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

11番 入江康仁議員

11番、議長、あなたそのさ見解、答弁やったよと、納得しておるよと、あんたそんならさあなたに質問。

議長

私、まだ11番 入江康仁さんと名前を呼んでないはずなんですけど。

11番 入江康仁議員

なんとあんたもそれやけどつまらん、それならなんで。

議長

ルールをお守りくださいというのはそちらですよ。

11番 入江康仁議員

それなら手を挙げて立った時点であんた言うたらどうですか。発言する前に止めたらどうですか、そんなら。私はしてもらったと思ってますよ。そんなら立ったときにあなた私止めなさいよ。まだ呼んでなかったら、そんな子どもみたいなことを言っておったらあかんよ。

議長

ルールはルールです。

11番 入江康仁議員

そしたらもう一回座るで議長。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね、あなた本当は今の東篤布議員が言うたように、町長の答弁がなされたと思うんだったら内容言ってください、あなたから。

議長

私はそのようなことを言えません。

11番 入江康仁議員

いやさ、あなたが答えるべきもんだから、局長、ちゃんと教えたってよ。

議事進行は議長にするもんだって、内容も答弁もしたというておるのやから、篤布議員は東篤布議員はですよ、なされてないというのになされたと言うのやったら、どういうこの質疑に対してこういう答弁をしておるから、それでいいんじゃないですかというような議長の答弁、見解じゃないですか、局長。

それちゃんとやっぱりなっておるか、議会のなかの進め方だけじゃないですよ。あなたが答えやなあかんやないか、議事進行でやっておるのやから。

議長

ですから、先ほども。

11番 入江康仁議員

どういう内容のどこをあなた。

議長

内容まで私がしゃべるつもりはありません。議事進行につきましては、私の権限でございます。

11番 入江康仁議員

そやけどその議事進行、わからんかな。

議長

他に質疑される方はございませんか。

18番 垣内唯好君。

18番 垣内唯好議員

先ほどからいろいろと聞かせてもうておるんですけども、私の考えとしては、私、町長は町長なり助役は何も悪いことはしてないと思います。

それというのはその39年でしたかいね、それは勝手に執行部、町長なり市長なりの責任者なり、執行部のほうの三役、四役とか勝手に上げるといことのないように、審議会をかけるということを説明受けたんですけども、なるほどそう思うんですわ。

それで、ただ姿勢だけではそれはもう財政難好転するとは思いませんけども、やっぱりその姿勢もまず大事な姿勢やと思うんですわ。ただ先ほどからいろいろこの聞かせてもうておるんですけども、やっぱり県の意見としても参考意見としてこれ聞くのが当然やと思います。

私は別に町長の姿勢とか今度のやり方については、別に間違ったことはしてないと思います。

議長

あの質疑でお願いいたします。

討論ではなく、この議案第94号についてどういうことかという質疑をです、自己の意見を混じえないで純粋にやっていただきたい。

18番 垣内唯好議員

ただその条例というものは、私はちょっと詳しいことは、町条例というの詳しいことはわからんですけども、ちょっとそのところ明確に事務局の方でもちょっと読んでもらえませんかやろか。

議長

ちょっと質疑の枠から外れているようにも思います。

**18番 垣内唯好議員**

そうですか、それじゃこれで終わります。ちょっと私全く初めてで慣れていませんもので。

**議長**

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第6 議案第95号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第7 議案第96号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終了いたします。

次に日程第8 議案第97号 紀北町道の路線変更について議題といたします。

質疑を許します。

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

42号線長島地区交差点改良工事の、この新長島橋の南側というところやな、手前の下側、これは民間の土地の売買も入っておるんでしたか、このときのあれに、工事のあれには。

図面で見るとですね、町道もかかっておるけども民間のちょっと建屋等もちょっとかかっておったように思うんですが、ちょっとそこのところお尋ねします。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

東議員の質問にお答えします。

民間の土地はですね、黒い地図の平面図を見ていただきたいのですが、42ページなんですが、黒い塗った部分が今回町道の用地になりまして、21.76㎡民間の用地を買うことになっておりまして、格子で書いた国道用地となった部分がですね、今回町道の部分が国道用地となる部分でございます。以上です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

民間の用地も少し噛んでおるということでございます。今この用地のですね測量から始まって買収は、今この高速道路もございまして、この今42号線沿いでも国交省とのいろんな事業で用地買収が進んでおるのはよく耳にするんですが、今、課長は海山管内、長島管内でですね、この用地測量で起っている問題点、それでなおかつ土地の評価について起っておる問題点等ご存じでしょうか。

当然ですね、測量される業者は指名を受けてですね、工事入札するわけですけども、どうも最近のこの測量問題聞いておりますとですね、非常にこの問題点が多いように聞いております。

そして土地の価格の評価基準についてもですね、非常に曖昧な点が多いわけです。もう少し具体的に言いますと、同じ県の買収であっても国交省の買収であっても、それはバブルのときと比べとるんじゃないですよ。ごく近年の売買事例から比べてもですね、非常に曖昧な点が多い。逆に言えば地権者さんのほうがよくご存じでですね、そのへんが問題起っているんですけども。

もう少し具体的に聞きますと、評価基準、これは不動産鑑定士にお任せするとよく聞きますけども、不動産鑑定士はどのような数字を並べてですね、その土地の評価に当たるかということ、課長ご存じでしょうか。ちょっと具体的に。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

東議員の問題点はですね、海山と長島で問題点あるんじゃないかということをお聞きしたんですけども、問題点については聞いてございませぬが、不動産鑑定につきましてですね、現在土地が少し従来よりも下がっておることは承知しております。

不動産鑑定士ですね鑑定につきましてはですね、近隣の土地の売買等をですね、勘案して実勢価格を確定しているように聞いております。以上です。

## 議長

1 番 東篤布君。

### 1 番 東篤布議員

3 遍目ですね。近隣の土地の売買だけではないと思いますよ。町の評価基準額とかですね、近年のいわゆる国であり県であり、町であり村であり、そのような売買事例もあるわけですね。そしてその周辺のいわゆる民間での売買事例とくるわけですけども、だからその数字をいかに並べて評価額を出すか、それをご存じですかと聞いておるのです。

どれを足して、どれを割って、どれを掛けるのかというみたいな。僕これ不思議でならんのですね、不動産鑑定士に聞きますとですね、今非常に不景気なものですからとこうおっしゃる。評価額が下がっておる。いや下がってないんですよ、実際に。下がってないところで鑑定士がそういったら通ってしまう。だからその具体的なですね、評価基準を町自身がつかんで不動産鑑定士にお任せしないとですね、町の財産は非常に安く評価されてしまう場合があるということです。

例えばヒノキとスギとの値段が違うみたいなね。ずうっと測量かけていたら余ったから真ん中の人だけが広い面積をもらたという事例があるわけですよ。全体を測量かけて按分して多ければ多いより、少なければ少ないようにしてあげなければいけない、そういうような測量ミスも起こっておる。課長は耳にしていなのおかしいな。

具体的に言いますと、片上の道の駅の向こうでですね、国土交通省が測量かけてそういう問題起こっておるのに耳にしてないですか。

それともう1つ、単価でいいますと、ここはいくらの単価が出ておるか僕は知りませんけれども、ここから少し下流に行ったところに新長島橋がありますね。あそこの売買価格課長ご存じですか。じゃここからもう少し来たところ、これからずうっと下手にございませぬ。ここからいくとトンネル、トンネルはスーッと下りていったときに、今拡幅工事やっています。万両というところから下りていくところですよ。この近隣です。そこの売買価格ご存じですか。

それぐらい知っておいたらなんだから、この地権者の人に申し訳ないですよ、課長。それが売買事例というものでしょう。だからその売買事例そのものも町が把握できるものをしておかなあかん。それをせずしてですね、不動産鑑定士がこういうたからって、一概に信じてしまうのはいかなものかと思います。そこらも十分町としても把握したうえでですね、この売買に当たられたのかどうかをですね、お尋ねしたい。

以上終わります。答えをいただいて。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

下ですね、売買実例等は私ちょっと承知はしていないんですが、今回のこの額につきましてはですね、国土交通省のほうに鑑定を入れていただきまして、その額で一応町のほうに委託をさせていただいております。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

値段聞くのを忘れておった、議長聞いたら駄目、いくらやったんか。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

平米はですね、3万 6,300円と聞いておりまして 21.76㎡で、78万 9,888円で用地はございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第9 議案第98号 三重県市町職員退職手当組合の規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第10 議案第99号 三重県後期高齢者医療広域連合設立の協議についてを議題といたします。

質疑を許します。

15番 中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

議案第99号について質疑をいたします。

1つは、この新しいこの広域連合の協議でございますが、設立の協議でございますが、これについてはですね、75歳以上の方の負担金、そういうものがいくらぐらいになるのか。これは51ページの共通経費のなかでは均等割合人口、あるいは高齢者人口割というものがそれぞれ出ておりますけれど、実際にはですね75歳以上のすべての高齢者の方に適用するものだと、しかも、これは年金で差し引くものであるということから、すでに引き上げられております介護保険料、そういうものをプラスしていくと相当な負担になるのではないかと、私懸念するものでございます。金額的に大体のおよそで結構ですから、わかっておれば是非教えていただきたい。

**議長**

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

お答えいたします。

保険料につきましては、総医療費にかかる経費の10%程度ということになっておりまして、金額につきましては厚生労働省が平均的な価格というなかです。ね試算したものがございまして、例えばですね基礎年金受給者の場合ですね、これは保険料については7割、5割、2割の軽減措置がございまして、この方につきましては7割の軽減対象になるというようなことからしましてですね、およそ月額 900円ぐらいになるのではなからうかというような話でございまして。

それと年金からの天引きということで、18万円以上の年金受給者に関しては年金から天引きするということですが、ただ介護保険料のほうもですね年金から天引きされておりますので、この2つを合わせて年金受給額の2分の1を超える場合は、特別徴収としない



という決めに natte ございます。以上です。

議長

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

私、ちょっと聞いておる範囲では、年間平均全国平均ですが、これはやっぱり6万円ぐら  
いの経費負担になると聞いております。これに間違いありませんか。

しかも、この3月議会でございましたが、この当議会におきましてもですね、医療制度の  
改革によってですね、このことが予測されたわけです。このこともきちっと明記したうえで  
意見書も出されておりますが、政府のほうに。これの整合性というものも考えられたのでし  
ょうか、これを提案するにあたって、以上2点だけお聞きします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

ただいまの6万円ほど、年間6万円ほどという話でございましたが、この保険料につつま  
してはですね、応益割と応能割というようなことで、これが50対50の比率で計算されること  
になっておまして、これで軽減がないというような方については大体年間6万円ぐらいと  
いうようなことでございます。

それと先ほど整合性、ちょっと意味がちょっとわかりにくかったんですが。

議長

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

最後の質疑になりますが、課長のほうでよくおわかりでないと思いますんで、この2006年  
の3月議会ですね。当議会において請願が出てきて、紹介議員が岩見さんになっております  
が、この賛成多数で可決され、国のほうに意見書が出されております。

特にこのなかで高齢者医療制度の創設、このことですね、財源を1割高齢者の保険料、5  
割が国庫負担で、残り4割が現役世代の支援保険料として保険料をもちます内容であるとい  
う予測を立ててですね、意見書が出されておるんです。そういう負担が増えるじゃないかと  
いうことね、そういうこともこの議案を出すときには考えられたのでしょうか。この議会  
の意思決定がもうすでにこの議会でもされておる、そういう状況であるにもかかわらず、こ  
ういう新設した新しい負担増につながるようなことを、75歳以上の方にかけるというのは問

題であるのではないかという観点がなかったのかどうか、そういう問なんです。私の質疑は。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

ちょっと私もちょっとそのへん、はっきり理解しかねておるんですが、この後期高齢者のですね、医療広域連合設立につきましては、健康保険法の改正のなかでですね、すでにこう以前からですね検討されておったことで、この医療制度高齢者についてはですね、年々こう増え続けておる医療費をですね何とかこう削減、あるいは継続した制度として何とかしようやないかというなかでですね、こういった広域連合をつくって医療制度を維持しようというようなことができたというような背景がございますので、当然、そういったこともですね、当然本人から1割の保険料をいただくというようなことも当然視野に入れたうえでのですね、ことやったというふうに解釈しております。

議長

他に質疑される方。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

1点だけ確認いたします。50ページ、附則の第4項、平成19年3月31日までの間は第7条から第9条までの規定中「副市長」とあるのは「助役」と、読み替えるところということですが、当町も来年4月から助役は副町長に呼称というか、名称変更するんでしょうか、お尋ねいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

副町長として名称変更を考えております。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

いやこの今回のこの条例、4月から副町長にするんだというんだったら、同時に私は上程すべきだろうと思うし、今聞かれて初めてお答えになったんで、これは説明、内容説明のときにしましたか、私聞き漏らしたのかいな。これ担当課長説明しましたか、内容説明、しま

したか。これ条例の中身ですよ。私、今聞かなんだら当町も助役は副町長にと、もうこの定例会同時にやっぱり呼称変更するんだったら、その手続きをせないかんし、次でやるというのやったら3月議会には出さんならんはずやけども、そういう説明しましたか。

だれがこれ説明したのや。何課長やった、だれやった。したか、4月1日からここの条項のなか助役を副町長に変える予定って説明しましたか。

**議長**

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

この広域連合設立につきましては、8月に入ってからですね、議員全員協議会開いていただきまして、そのなかで概略は説明させていただきましたが、この副市町長云々の話につきましては、これは規約をですね9月の末でしたか、県のほうの準備委員会事務局で取りまとめたというような経緯がございますので、その時点では説明をしてございません。

**議長**

北村博司君。

**6番 北村博司議員**

議長、私そなんこと聞かへんがな。今日の説明でしたかと聞いておる。内容説明。

**議長**

宮澤住民課長、今日の説明で行ったかどうか。

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

経過措置には、以下経過措置にはございますというようなことで、中身については説明してございません。

**議長**

北村博司君。

**6番 北村博司議員**

極めて不親切やね。もう4月1日から重要な本町の行政側のナンバー2の名称変更、私は副町長とすることについてどんな意義があるんか、よくわかりませんけどもね。少なくとも4月1日から変更するんだったら3月でしょう、上程するのは。これは議案は要るんかな、要るわな条例改正要るわな。条例改正の伴うものは本日の内容説明で、私はすべきだと思う。だから、議長がもし同感だったらご注意願います。重要な部分です。これ。名称変更を行

うのは。必要な説明を事前にしてください。聞かれるまでもなく、議長からよければご注意をしていただきたいと思います。

議長

説明につきましてはですね、執行部がすべて執り行っておりますので、私からは注意を行いません。

6番 北村博司議員

じゃ答えてください。すべきだったと思うか、思わんか、私はすべきだと思います。答弁してください。

議長

いかがですか。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ですから、名称変更するんだったら同時に条例提案をすべきだし、こっちのほうでもそうやって言い換えるぐらいの附則は付いておるんやから、これは県で統一したにしても、統一提案してもよ、紀北町の条例ですから、だから4月1日から副町長と変わるということは、前提条件になっておるんですから、同時に条例改正案を出すべきだし、それが間に合わないんだったら皆なぶらんなんでね、ほかのものを。

今日出ている給料引き下げでもそうや、助役になっておる。ですから少なくとも口頭で私は説明すべきだったと思いますが、提出者の町長どうお考えですか、いやこの条例を出したのは町長やから。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

この後期高齢者医療広域連合の条例案については、このように提出をさせていただきましたが、町条例としてはもう少しきちんと整備したうえで提案させていただきたいと思います。

6番 北村博司議員

いやいやそうじゃなしに、内容説明のときにしたほうが良かったんじゃないですかと、私言っておるんで、それに対して。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

したほうが良かったと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

この内容なんですけども、第1条、規約のほうでですね第1条、第2条、第3条を見ますと、これは県下全市町で揃って組織するということになるわけなんですけど、これが全市町が揃わなかった場合に、この発足はどうなるのかという問題とですね。

それから県を、三重県を1つの区域とするということになるわけなんですけど、この広域連合で扱うこういった事務はですね、すべて自治事務とされているんですが、県一本ということになるとですね、非常にこの問題の処理がですね難しくなるように思います。そういう点でこの判断をですねどのようにされておるのか。

特に広域化がですね一層進むことによって、地方自治としての本来の趣旨に反した事務になっていくんじゃないかということ懸念するわけなんですけど、その点、提案にあたってどのように考えておられるか、3点お願いします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えします。これはですねこの法律によりまして、県下の全市町が参加して広域連合を設立するという前提がございますので、そういう方向で我々は進んでおるということでございます。

また、県一本で広域連合つくるということですね、範囲が広がるということですが、確かに範囲が広くなればですね、何かと不都合も出るかもわかりませんが、そういったものはですね、我々としては十分に配慮しながらやっていきたいというふうに考えております。

議長

10番 岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

それですね最初の問題、質疑の項なんですけれども、これ全市町揃わなかったらですね、発足しないということになるんでしょうか、その点はどういうふうに協議されているんですか。

議長

宮澤福祉課長。

宮澤清春住民課長

もし、仮にですね、1つの自治体がこの規約について協議されなだど、議会のほうで議決いただけなかったということになりましたらですね、現在準備委員会が立ち上げておりますので、そちらのほうでその後の対策を協議するということになるかと思います。

議長

他にございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

まず3点ほど、まず1点目はですね75歳以上を後期高齢者と呼ぶんですかね、これで見ると、この皆さんにとってどれだけのプラスがあるのかみたいなね。それでまた負担というのはどういうところで生まれてくるのか、この75歳以上の方でなくてもですよ、若者に対してでもそうですけど、プラスとマイナスの面をお聞かせ願いたいと思います。

そしてこれですね、都道府県区域ごとにとこうありますけども、もう先駆けて他所の県ですねやっておられるところあるんでしょう。と申しますのは、2年半ほど前でしたか三重県全体でということちょっと意味が違いますけども、債権回収機構というのができたんです。僕は全国がそのようにやるから三重県もそのようにやるのかなと思ってお尋ねしたところ、債権回収機構というのはどういうことかと言いますと、町民がちょっと生活に困って税金を払えない。そういうところがあるわけですけども、払わない方の徴収を借金取りですね、わかりやすくいうなれば、それをその人の場合、いわゆる100万円借金があったなら、その100万円の債権を回収機構に売ってやるということなんです。

そのとき僕は随分反対したわけですけども、それは可決されたんですけどもね、そのときに債権回収機構という機構をつくって、運営していこうと決めたのはですね、全国で2つの県しかなかった。岩手県と三重県しかなかった、その当時にですよ。今現在でもその回収機構の皆さんに町民の税金を払い続けておるわけです。だからこれは国の方針でねやっておられるのでしょうかけれども、果たしてどうなんですか。ほかの都道府県で先駆けてやられ

ですでもう実施にやっておられるところはどれだけあるのか、三重県が何番目ぐらいになるのかお聞かせ願いたい。これが2点目ですね。

3点目はもういいです。はい。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

75歳以上の方のメリットですね、これは確かに県単位ということですね、財政的なこう器が大きくなったというようなことですね、多少の医療費の増嵩にはですね影響が緩和され、安定的な財政運営が可能になるのではなからうかということが、目的の1つでございます。

それでそれにですね、現在この75歳以上の老人の後期高齢者の方ですね、診療報酬体系をどうするのかというようなことをですね、今、国、75歳以上ですね、後期高齢者のこの医療のですね、診療報酬体系ですね、これは若者と切り離して今、国のほうでですねどのような形にすれば良いのかということですね、いろいろ議論されておりますので、これが19年度中にですね大方のことがまとまるんじゃないかというようなことで、こういったことが出てくればですね、またさらなるメリットも出てくるんじゃないかというふうに思っております。

それから他所の県でやっているのかということでございますが、後期高齢者医療広域連合につきましては、これはもう一様に20年の4月1日開始ということで、全国的に今その準備を進めておるということでございます。

議長

東篤布議員。

1番 東篤布議員

最後にもう1点だけ、先ほど11番議員さんがおっしゃいましたけども、この先ほどの質問のなかにもやはり僕はその前にも問題になった条例軽視というのがあるのではなからうかなと思います。それはどうでしょうか、そのように誤解を招くようなね町長、ですからもっと明確にやっぱり条例は大切であるとね、もし落ち度があるのであればこれは手直しをしていくという姿勢がですね、今回の点でも現われたんではなからうかと思っておりますので、もう一度町長にご答弁願います。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

先の問題につきましても条例は非常に重要であると受けとめて、認識しているというふうに答えさせていただきました。しかしながら、隙間もあるというふうに言ってますんで、大変ご満足はいかないかも知れませんが、出来るだけ遵守していくという姿勢でまいりたいと思います。

1 番 東篤布議員

隙間のないようにお願いいたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

今のね、町長の答弁先ほどから一番重要なことだもんで、そののここをね、その法の隙間だってどこが隙間なのか、県がきちっと、あんたわかる議長、隙間。あんたわかったらええわ、あんた説明してくれたら。私らわからへんよ。

議長

私が説明する筋合いは。

11番 入江康仁議員

わかったら説明してくれたらいい、議長にやっておるんだから、そういう答弁をあなたが理解してちゃんと答えさせてくれやな、それが議長のあれだよというんだ僕はね。そういうことでこの隙間というのはこれ大事なことですから、議員皆そう思っておるか思っていないかわからないけど大事なことですよ。その隙間何を指すのかちょっと答弁してください。

議長

議事進行ですのでね、私があれなんですけども、質疑という形でね執行部に求める場合は質疑で、入江議員にしては質疑。

11番 入江康仁議員

いやいや今言うたようにね、質疑やったら議題外になるから僕は言っているんですよ。

議長

議題外の質疑は受けないですし、議事進行においても受けません。

11番 入江康仁議員



だから議事進行でこれを答弁しているから、答えてくれませんかと僕は言う。

議長

これは質疑ですから、議事進行において私はそのことにつきまして答えません。質疑に対しての議事進行を行っております。ただいま。

11番 入江康仁議員

ちょっと議長おかしいよ、あんた考え方。要は今の答弁に対しての僕は答弁はその隙間というのはわからんから、それと質疑になるっていうんだったら質問外になるけど、許してくれるんですか。

議長

いや議題内であれば。

11番 入江康仁議員

議題外の答弁をやっておるんでしょ、今あなた許したんでしょ、答弁内で。その隙間はどこを指すんですかと僕は言っておるわけでしょう。だから議題外だったら僕は質問します。許すんだったらあんた。だけど議題外になるから答弁はおかしいからあんたから聞いてくださいと。

議長

ただいまの質疑は東篤布議員からの質疑ですので、篤布議員が質疑されたことに町長は答えられたと、その形であります。

11番 入江康仁議員

議長、わからんかな。その僕はあんまり言う。要は、議事進行だからさ。

議長

そのようにしたいと、それをお守りいただきたいと。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

議事進行ですか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

もっときちんと言うてよ、11番入江康仁とかさ、そんな嫌々みたいにいわれるとこっちも質問しにくくなっていくよ。要は質問外になると思うから答弁に対しての法の・・・これ大事なことです。これ全町民の皆が解釈に法に隙間があると、条例にどこか隙間があるのか

ということを聞かせていただきたいというのです。

だからさっきの答弁にあったように、読み方によっても理解の仕方、皆町民それぞれ、個々各々考え方を条例を解釈したらいいんですかということになってしまうよということです。だからその隙間何を指すのか聞いてください。

**議長**

東篤布議員が質疑されましたことに町長が答えたのであって、それが議事進行によって私から町長に答えを求めるようなものではないと、私はそのように判断しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

1番 東篤布、議事進行ですので、議長簡単に申し上げます。町長の答弁で理解できることもあるけれども、理解できないところもございました。だから私は条例は必ず遵守していただきたい。町長そのへんおっしゃっています。

そしてもう1つ、誤解を招くようなですね曖昧な表現、これは避けねばならないと思います。そして特にその誤解を招くような判断に迷うような議案提出はですね、私は今後は避けたい。そのように思います。お願いいたします。

**議長**

その点については、後ほど執行部のほうにもそのように。

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

協議書の内容でお聞きしたいんですが、第6条ですね、事務所はですね津市内に置くというような、ちょっと抽象的な、曖昧な規定になっておるんですけども、私はこれは適切なですね呼び方ではないと思うんです。番地までですね規定すべきじゃないんかと思うんですが。

それからもう1点はですね、11条ですか、副広域連合長3名となっていますけど、この3名はですね、私としてはちょっと多いんではないんかというような気がするんですけど、そのへんについての説明をお願いしたいと思います。

**議長**

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

お答えいたします。事務所ですね地番まで入れられたら一番問題ないかと思いますが、

今の県の自治会館のなかへですね、仮住まいということで事務所を構えております。今後ですね、19年の4月から約20名ほどのスタッフになりますし、さらに20年の4月にはですね、おそらく30名ほどのスタッフになるのではないかとということですね、おそらく今のところではもう事務所を構えられないと、どこかほかへ求める必要に迫られるというようなこともございまして、今回は番地までは入れていないというふうに伺っております。

それとですね、副広域連合長の3名ですね。これはいろいろこう議論がございました。そんななかでですね、最終的に事務局ともども求めたのはですね地域性、議員のほうがですね、10万人以上の都市については2名と、それ以下については1名ということございまして、これではちょっとこう、特にこの東紀州のようにですね長く地域性があるようなところはですね、ちょっとバランスが悪いんじゃないかというような話もございました。

ところが議員のなかで、なかなかそのへんの調整が難しかったということで、副広域連合長を3名にすることによってですね、そういった地域性についても配慮してバランスをとりたいというようなことで、最終的に3名になったということでございます。

**議長**

17番 松永征也君。

**17番 松永征也議員**

その事務所の位置なんですけどもね、当初入るところを今規定しておいて、それで移転するときにはですね、またそのように改正すればいいんじゃないかと、それが本来のやり方じゃないかという気がするんですけども、このことについてちょっと説明をお願いします。

**議長**

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

そのことにつきましてですね、この規約は先ほども申しあげましたように、県下統一の規約でございますので、あとそういう考えをですね、準備委員会のほうへですね、私のほうがまた持ち寄って相談なり話をさせていただきたいと思っております。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

ちょっとね笑うこともせな緊張しておるようやで、先ほどの意見の質問のなかで1番の篤

布議員のね、これ本当に大変重要なことなんで、町長のその隙間というものはどこを指すのかということですね。私ね以前こういうこともあったんですわ。あることで県へ相談に行ったときに、私たちは法律を守り、法律を正しく執行していれば何も恐いことはないんだと、これは本当に職員としては大変いい答えだなと。

だから僕はいろいろな関連で話があるときは、こういうことを言っておると、これが公務員の姿勢だなということとはただずうっと言ってきた。そのなかで今のね、町長の隙間隙間というのはこれ町民も見ておるんですよ。法律にも条例にもそういう隙間があんのかと、そんなら町の条例の隙間どうだと、それじゃ町民もこれ見ていて、おいらの考えはこうだよと、どんどんどんどん問い合わせあったときにですよ、きちんとした条例で定めたものがあるから町民納得するんですよ。それを隙間だと、自分の理解の考え方の取り方によってどうでも解釈できるんだということになったら、これ追々問題を残すからここだけはきちんとしていかなあかんよと、それに対して今長としても、後でまた私も一般質問でやりますけど、法律によって訴訟をやってきた。だから法律という条例というのはそんな甘いものではないということ。

さっきも助役が言ったようにですね、紀北町、あなたたち今紀北町の助役なんですね。それを県の条例をね言ってどうのこうのという答弁は、やっぱり差し控えやなあかん。あなたは法律の専門家でここへ来ておるのやと思うよ。だったら町条例というものはどういう趣旨のものかというのは、あんた一番理解しておるはずや。私はさっきも答弁はもう議長は許さなかったから町長に答えさせたりしたけど、要はそんな甘いものではない。

やはり私はそんなら議会に対して、この条例集をもらっているわ。この条例集で勉強せえということで、こうなっているよということで私たちにくれたんじゃないの。県の答弁をもらうためにこれを勉強せえということ、そうじゃないでしょう。県は県の県議会の答弁でしょう。だからそういうような曖昧なやはり答弁は町民に不安を与えるし、また問題の種を残すよと、だからその町長の今言われておる隙間というものはどこを指すのか、議長明快に答えさせてください。

## 議長

奥山町長。

## 奥山始郎町長

質疑に対しては前回も答えましたけれども、隙間は人間がつくったものだから、法律とか条例そのもの全体のなかで解釈の至らない、あるいは法律をつくったところに抜けてあると

ころもある得るということを言ったんで、どこがどうだということを書いてんじゃないんです。ご理解ください。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長、そうじゃないですよ。あなたの答弁はこれは本当に解釈どうのこのじゃなくって詭弁なんです。今そんなら審議されておるなかの問題を言っておるわけでしょう。あなたの法律の隙間があるよどうやと、今の審議はなんですか、審議のなかであなた隙間ということ答弁をしておるから、なんだということになっておるんですよ。あなたの大きななかで、それは法律も憲法も法律も条例もですよ、その都度いろんな問題があったら個々に皆改める。そのために今回もこの消防のあれあるんでしょう。

消防、また上位団体の県が条例を変えたときに、初めてこの条例をそれに伴って市町村がならわなければならないから、こういう条例の審議もするんでしょう。当然この消防のあれもそうでしょう。上位が変わったから消防の条例を変えているんでしょう。人間がつくったからどうのこののと、今はそういうことじゃなくって問題があったときには皆法律も条例もね、総理府令も皆変えていますよ。そのためにその時代時代に合った、環境の時代だったら環境、環境省も法律を変えているし、いろんなもの変えている。

ただ、今現実の話しておるときのあなたの答弁はなってないよというの。だから現実の話のなかであんた答弁は隙間だどうだというから、どこを指すんですかと、今のあなた答弁になってます。人間がつくった。だれでも人間は万全じゃない。法律つくる人も抜かすところもある。しかしそれはすぐに改善されるよ。そんなんやったら法の網目を潜ってね、皆何でもやっていいかということになりますよ。それができないようにするのが法の整備でしょ。

だからあなたは町民に対しても我々に対しても、そういう文句のつけようのないやはりきちんとした答弁をいただきたいと、私は言っているんですよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

入江さんはいろいろお考えで答弁になってないところおっしゃるけど、私は誠実に答弁をしているつもりです。しかもどこを指すんかというのであれば、あえて言うならばこの条例について県の解釈もあるんじゃないかという意味です。以上です。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あのね県の解釈じゃない、町長。そんなんやったら町の条例はどうなるのというの、あなたの答えは問題によって都合のいいことは県だ、指導を受けたわ、町の条例を無視してそんなら県の条例を使うよと、都合悪かったら法律だよとね、紀北町できちんとこんだけの条例を定めておいて、その場その場でこの条例が適用できないようでは、これは条例じゃないでしょう。その理解の取り方とかそんなもんじゃない。私はおかしいですか、このあれは質問は。ただ的確に私はやっていると思いますよ。

それは行政の何人、さっきから何回もいうけども法を守り、法を正しく執行して何人の町民においても正しく同等に扱う、これが条例ですよ。そういう目的のなかでやっておるんですよ。あなたの答弁は町条例によって問題が皆頻繁に起こりますよ。その答弁のやり方やったら、問題、町民同士、また行政と町民の争いをなくすために町条例というのがあるんじゃないですか。以上。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

私は何回も言いますがけれども、解釈の違いで私は誠実に答弁をしていると、そのようにお答えしております。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

3番 近澤、自分の所属する委員会なので端的に1点お尋ねいたします。

50ページなんですけれども、別表第1の第4条のなかにですね、被保険者証及び資格証明書の引き渡して書いてあるんですが、この被保険者証はわかるんですけれども、資格証明書というのはどういうものなのか、ご説明をお願いします。

議長

宮澤住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えします。これは国民健康保険にもございますように、保険料を一定以上滞納した方については短期証、あるいは資格証明書に切り替えるということでございます。

以上です。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

健康保険、国保の場合ですね、口座から引き落としとかいうて、その未納者というのですか、そういうのが生まれると思うんですが、先ほどの説明では年間年金が18万円以上の方は年金から天引くという話だったんですけども、それでも資格証明書というのが出るということをご想定しておられるのでしょうか。

**議長**

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

国のほうのですね予測では特別徴収、年金からの特別徴収にかかる方の割合は、介護保険でもありますようにほぼ8割ぐらいだろうというふうに見ております。後の2割の方につきましては普通徴収ということで、こういった方が滞納される可能性もあるということでございます。

**議長**

3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

年金が月1万5,000円以下の人の場合に考えられるというお話だったんですけども、その場合900円ぐらいの、先ほどの説明ですとなるのかなと、保険料がなるのかなと思いますが、そういう人たち900円も払えないような人でも資格証明書を受け取ったら、もう100%の出さないと医療が受けられなくなるわけですが、そのことについてですね、担当課の課長の考えをお伺いします。

**議長**

宮澤住民課長。

**宮澤清春住民課長**

これ1つの制度のなかでですね、我々としても運営していくということでございますが、現在国民健康保険のなかでもですね、資格書の方も何名かございます。ただそういった方に

はですね、我々も十分面接させていただいて、ときにはその分納という形ですね、ご相談をさせていただいております。

そういったことですね、こういった今後、後期高齢者が広域連合においてもですね、そういった方については十分配慮もしながら、事業を運営をしていきたいというふうに考えております。

**議長**

他に質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

---

**議長**

ここで暫時休憩いたします。

3時30分までの休憩いたします。

(午後 2時 55分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を行います。

(午後 3時 30分)

---

**議長**

次に日程第11 議案第 100号 平成18年度紀北町一般会計補正予算(第2号)を議題いたします。



本予算につきましてはまず歳入から質疑を行います。歳出については22ページの議会費から37ページの商工費まで、38ページの土木費から48ページの公債費までに分割して順次質疑を行います。

質疑に入る前に、1つお願いがあります。先ほど自己の委員会に付託される案件は、その委員会において十分な審査を行うことができるので、所属される案件についての質疑は何とぞ控えていただきたいと思いますと言いましたが、先ほどのところで所属の委員会の質疑もございました。できれば控えていただくようよろしくお願い申し上げます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

#### 11番 入江康仁議員

ただいまのことですが、案件で審議できるものと、委員会で、できないものがあると、それでまたその委員会においてはこれ放映なされてない。そういうなかでは開かれた議会ということにならないんでね、やはり本会議でもその委員会でできないような案件は関連あったらね、どんどんやはり議長許してやっていただきたい。

だからそれはやはり開かれた議会ということで、皆さんこの注目していますから、あなたの映像の映りも良いと言ってますよ。

#### 議長

今、入江議員からそのようなお話がありましたが、できれば控えていただきたいと思います、そのようをお願いするのみでございます。

それでは歳入についての質疑を行います。

質疑を行う方はございませんか。

6番 北村博司君。

#### 6番 北村博司議員

17ページの商工費補助金ですが、小山トイレと書いていますが、熊野古道基盤整備事業補助金、熊野古道は、私は便ノ山のほう通っているんじゃないかと思うが、ちょっと私も地区の状況よくわかりませんが、この熊野古道基盤整備事業というメニューを導入できた、ちょっと経緯を教えていただきたいと思います。

#### 議長

広瀬産業振興課長。

#### 広瀬栄紀産業振興課長

熊野古道関連ですね小山なんですけども、熊野古道関連ですね、県の事業で熊野古道

基盤整備事業補助金ということで、小山のトイレの補助金を 439万 8,000円いただいております。

**6番 北村博司議員**

ですから熊野古道との関連はどういうこと。

**広瀬栄紀産業振興課長**

同じ地域ということで、はい、そういうことで採択されております。すみません。

**議長**

ほかに歳入についてご質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

16ページのこの一番上のね、次世代育成支援特別保育推進事業費補助金の減と、それと障害児保育委託事業費補助金の減ね。これはどのような、これは当初予算で出ておって、減になったと思うんですけども、どういう目的のものなんですか、ちょっと説明をお願いします。

**議長**

塩崎福祉保健課長。

**塩崎剛尚福祉保健課長**

議員さんの質問にお答えします。

次世代育成支援特別保育推進事業費補助金の減なんですけども、これ低年齢児に対する補助金でありまして、低年齢児0歳と1歳児に対する県の補助金でありまして、この補助金がなくなりましたので、その分減額させていただきました。

**11番 入江康仁議員**

当初予算ではあげていたの。

**塩崎剛尚福祉保健課長**

はい、当初予算では予定しておったんですけども、県のほうがですね、特別保育をですね実施している保育所のみにはしかですね、そういったものが補助金としては対象にならないということで、管内の保育所につきましては特別保育をやっているところは1カ所しかないんですから、ほとんどが該当しませんので、その該当しない分について減額させていただきました。

それと後、障害児の保育委託事業費の補助金の減なんですけども、これにつきましては、

これも県の補助金でございまして、精査による補助金の減であります。8万円です。

障害児保育をですね、保育所の、うちの場合は民間の保育所なんですけども、そこで実施してもらっておるんですけども、その保育の補助金なんですけども、もう障害児保育を扱っておる保育所の事業なんですけども、その分で精査によりまして8万円の減額となっております。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

今の答弁のなかで、この特別保育園ということの目的で今度は県は出したと、この科目ではもう出さないということは当初予算でもわかっておったわけじゃないの、それなら。なぜ当初予算でこれあげたの。当初予算にあげていたから、これまた科目が違っていたわけ、そういうこと助成金のあれは。

**議長**

塩崎福祉保健課長。

**塩崎剛尚福祉保健課長**

すみません。当初はですね、うち補助金がある予定でおったんですけども、県のほうの補助金の確定いただいたのが8月ごろでして、それで今回減額ということであげさせていただきました。

**議長**

11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

当初予算組むときに、県との話がついておって、予定としてこれあげていたわけでしょう。私そこを聞きたいわけよ。県の当初予算のときに何か目的、その補助金の科目がこういう制度があったと、それで247万3,000円あげたと、しかし、県のほうから8月ごろになって突然もうこれは出せないと断ってきたという理解でいいわけ。

それともう1つは、その特別保育園というの、そういう施設に対してこの助成金は出すよという意味のものなの、そこのところちょっと。ここなんさ議長ね、これで今度答えもうて私わからんなりに終わっていかんならん、3回にすると。こういうときはどうしたらいいんでしょうか、議長。

**議長**

議員の力量ですね、しっかりと3回で収まるような質疑の仕方をお願いしたいと、お願いいたします。

11番 入江康仁議員

議長いいですか、ここで答弁によることによって、町民が皆言うておることは、なぜこれで僕は終わってしまうと、課長が仮に言ったときに、答弁そのものになっていなくても終わってしまわんらんわけや、はっきり言うてね。

議長

入江議員に申し上げます。答弁がなっていないときはですね、そのように質疑を。

11番 入江康仁議員

取り計らってくれるのですね。

議長

なっていないときはですよ。

11番 入江康仁議員

なっていないときはわかっていますよ、そんなに強調せんでもええて。そこのとこちょっと課長お願いします。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。えらい説明が下手なものですから、当初はですね、うちのほうとしては県のほうに確認しなかったのが悪かったんですけども、うち去年も補助金ありまして、そのまま継続してですね、事業として受けられる予定でですね、こういった補助金を計上しておったんですけども、うちのほう確認してですね、8月の時点でですね特別保育を実施していなかったら、補助金が受けられないということの通知をいただきましたので、今回減額させてもらいました。

特別保育というのはですね、休日保育とかですね一時保育とか、そういった事業であります。

11番 入江康仁議員

議長、ちょっと配慮で。

議長

はい。最後の質疑となります。

## 11番 入江康仁議員

ありがとうございます。あのですね今言っていたように、継続だから当初であげたと、継続でもらえると思うて、やっぱり課長、当初予算というのはそういうようなあげ方、つくり方をするわけ、大体のそれもらえるだろうというのは皆入っているわけ、助成金に関しては、いや後々のためにちょっと勉強させてほしいんです。

それはやはり当初予算というのは、その年の骨格になる予算でしょう。それが曖昧な、まだ県の予算で、県にも確認とれないで、今年はもらったから来年ももらえるだろうとね、それであげて、それで8月ごろ出さないよと言われて減額になったと、仮にそんなら去年のこれはもらった人たちがどういう、出たわけでしょう 140何万某は、去年ね。それはどの人たちが受けたんだと。

そして今回そんならそういう受ける人たちは、今回の今年度もらえなくなったと、前年度はもらえた。今年度はもらえなかったというとき、そういう予算的な継続というのは県の補助金でもきちんと確認していかなあかんのと違いますか。今までもらっておった人は本当に困るとよそれは、当てにしておったと思うんでね。その3つお願いします。

## 議長

塩崎福祉保健課長。

## 塩崎剛尚福祉保健課長

すみません。議員さんおっしゃるとおり、そのとおりだと思います。うちのほうちょっと勉強不足で申し訳ありませんでした。

## 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

次に歳出を行います。

歳出の議会費から商工費までについての質疑を許します。22ページから37ページに限ります。

5番 川端龍雄君。

## 5番 川端龍雄議員

今のこの22ページですね。この職員の人件費の職員手当ですけどもね、これこの54ページにもこの不足というのか出ていますけど、当初 2,900万円の時間外手当を組んであるんです

よね。現在また 2,100万円、約 5,000万円に今度なるんですけど、今現在において時間外手当がさね、現在は不足というのか、まだ支払って、皆が使い込んだというか、消化してしまったんか、まだあるけど3月までにはまだ 2,100万円のその時間外手当を申し込むというのか、そのへんと。

その決裁というのですかね、その職員が各々から自分で時間外をあれするのか、課長はどのように対応してさね、それを認めておるのかさね、そのへんのところを少し、ということは先ほどは議案94号、95号で大変財政が緊迫しておる町長の大変あんな、助役さんでも二重生活しておるなかでも減給されるというような状態をさね、一方では職員が 2,900万円の当初、今度はまだ 2,100万円も5%で、これ 2,900万円って行ってましたら、まだ 5,000万円ですと、約 8.6%ぐらいのこの時間外手当ですわね。住民感情からいうととんでもない、職員も削減せんならんというときに時間外だけ増えるということは、ものすごく理解のしがたいことなんですよね。一応今言う 2,900万円の金がまだ残っているのか、現に足りないのか、また課長の決裁の仕方をお答えいただきたいと思います。

議長

谷口総務課長。

谷口房夫総務課長

お答えいたします。まず1点目のですね、予算額に対してどれだけ残っておるのかということなんですが、約 900万円ほど残っております。

時間外の支払いにつきましてははですね、個別に配分を5%しておりまして、職員によってはですね、もうすでに未払いになっておる職員等もありまして、ただ5%以内で残っておる職員の部分をですね足してくると、今言いましたように 900万円ぐらい残ってきます。

ただですね、未払いの職員もありまして、これでいきますと未払金額がですね約 800万円ほどあります。それでですね、今後の来年の3月までのある程度見込みを立てましてですね、今回算出させていただいておりますが、ということです。

それとですね、後は手続き的なことなんですが、各課長においてはですね、課長会議等におきまして、また助役名からでもですね、何回か事前の時間外する場合は事前の決裁を受けてですね、今日何をどういう業務で何時間から何時ぐらいまでやるというようなことの、事前の手続きを決裁を受けてから各職員はしてもらうようにと、それで実際やったあくる日にですね、実際やったかどうかの確認もしてですね、それで決裁をしてですね、後は総務課のほうへ1ヵ月まとめてですね提出していただいて支払いしていくということで、支払いの

手続きをですね、きちっとするようにいうことでさせていただいております。

基本的なそのような格好で事前の手続きをとってしてしていくということで、運用してあるということでございます。

## 議長

5 番 川端龍雄君。

## 5 番 川端龍雄議員

そうすると、今聞くと差し引き 100万円ぐらいはこの支払いの分と、まだ全然使っていない分という 100万円ぐらい残っていると、それで 2,100万円また追加するんですけどさね、今この総務課長の答弁を聞くと、課長にいろんな決裁をいただいておりますというけど、課長はそうすると何も考えなしに決裁、職員のをしとるんかね、2,900万円の当初の見込みというのは、まだ 2,100万円もさね、この機におよんでまだ予算の補正をせんなんということはね、先ほどの94、95号の議案と比べるととんでもない感覚になってしまうのさね。それを町民、いろんな町民に対しては厳しい、要望においては厳しくはねとるのに、職員に対してはそしたらそのまま支払うて、これは行政のトップからまた収入役にも支払い云々という、適正かどうかということの収入役にもそれは責任もあろうかと思えますけどもさね、責任というより職務のいろなんことは。

そやけどそういうことも鑑みてもさね、あまりにもこの金額は大きいし、このままおそらく通すと、これは町民が、議員そのものもどういふものかという、おそらく声がごうごうと聞こえると思うんですわ。私はこの件は是非修正していただきたいと思えますし、この件は今のこの職員の体質を変えるという、課長の体質というのかな。これをしてもらわんと、いつまで経ってもこれ同じですわね。

この4月の中ごろに助役から命令を出している思うんですわね。各課長に命令ですよ、助役の。この職員が残業するときには、この業務内容とかを課長に報告し、課長がそれで決裁、それをしかるべき決裁する。また時間外した場合は代休を与えるとかいうような、この命令か助役からなされておるわけですね。その命令を各課長は全く無視しておるということは、行政そのものは成り立たいかんというようなことにもなりかねんと思うのですわね。

その点はどうですかね、これ総務課長に聞いたらええんか、町長に聞いたらええんかさね、どういふような今後の体質ですわね、これはね。先ほど町長は全般に行財政改革を検討しておるというけど、やはり検討は本来やったらすぐやっていたかんと、実施していただくかんとさねあかんと思われるんですやけどもさね、現在においてもこのような全く当初の予算か

ら、それに近いその補正をするということは、これ考えられんと思うんですけどもさね、やはりこの町職員だけには許されるもんかということも踏まえて、ご答弁お願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ただいまご指摘をいただいた、そのかなりの確で厳しいものであると思います。このように時間外の手当がですね、大きくなるということについては、いろいろ行政上合併の流れのなかでの必要性があったことは事実ですが、それだけではない。ですから今ご指摘いただいた課長がきちんと命令を出してですね、その残業に入る前に、それから後日確認をとるということはもう大事でありましょうし、私もこの残業の多いことについてはですね、財政改革のなかでですね、いろいろの具体案を今策定、検討しております。

よくこの財政にですね、町民の皆様、議員はじめですね、皆様にもご理解をいただけるような、そのような仕組みをつくってまいりたいと考えております。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

最後ですけど、その住民に理解をしていただけるような体制をとるといってね、今のこの時点ではおそらく理解はされにくいと思うんですがね、この。そやで今のこの2,100万円ついくらですか、その補正の修正をするかどうかということ、一つお聞かせいただくか、その具体的に町民の方が理解できるという1つの考えがとおりになるかどうかということも踏まえてご答弁いただき、私の質疑を終らせていただきます。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご提案ですけども、修正は大変難しいと思います。

しかしながら、決算においてですね、この額が不用となってくるように努めたいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

2番 中村健之君。



## 2番 中村健之議員

2点ほどございますが、まず26ページですね、心身障害者医療費助成事業費の増ということで745万5,000円、このなかではですね扶助費が727万5,000円と、大勢を占めておられるわけでございますが、この内容についてですね、いわゆる国の法律が変わっての増額なのか、それとも人員が増えてこれだけ増えてきたのかということをお伺いしたい。

それから34ページですね、2目の農業振興費、有害鳥獣駆除事業費の増80万円とありますが、昨今クマ、イノシシ、シカ、サル等が冬に備えて非常に人家に来て脅威を与えておられるという現状のなかでね使われたと思いますが、この内容についてもですね、ご説明を願いたいと思います。

### 議長

宮澤住民課長。

### 宮澤清春住民課長

お答えいたします。身障医療のですね今回の増額につきましては、確かに対象者が年々増えてございます。さらにそれに増して医療費のほうも増えておるということで、制度的に変わったから、変更あったからどうということやなしに、そういう対象者の増というところが、一番大きな要因じゃなかろうかと思っております。

### 議長

広瀬産業振興課長。

### 広瀬栄紀産業振興課長

有害鳥獣駆除事業費の報償費80万円の内訳なんですけども、これサル被害対策に対する報償費でございます。これは40匹掛ける2万円ということで、20匹ずつ海山区、紀伊長島区20匹ずつの試算でございます。以上でございます。

### 議長

2番 中村健之君。

## 2番 中村健之議員

この心身障害者が増えてきて745万5,000円の増ということですけどね、やはりこういう助成事業というのは非常に生活弱者と申しますか、いわば気の毒なですね階層の人たちが助成を求めているわけですのでですね、今後もそこらへんを十分考慮していただいてですね、当初予算に盛り込んでいただきたいということを申し添えまして、質問終わります。

### 議長

ほかに質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

32ページですね、リサイクルセンター施設管理事業費の増ということでお伺いしたいと思います。確か紀伊長島のRDF施設が今年度故障しまして、それで海山のほうに急きょ振り替えて処理をしたというふうに聞いておるんですが、これのですね事故の内容と処置対策、どのようにされておるのかお聞きしたいです。よろしくお願いします。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。ただいまのご質問でございますけども、先ほど議員が言われましたように、紀伊長島リサイクルセンターがですね、8月のお盆前に故障いたしまして、急きょですね8月の14日から約4週間ほど海山のリサイクルセンターにごみを搬入いたしました。それに関係する経費でございます。

まず内訳といたしましてですね、このなかにあります職員手当の232万8,000円でございますけども、これにつきましては海山で処理を行うにあたってですね時間延長、また土曜日の休日の運転業務がなされまして、平日はですね約2時間の時間外、それと土曜日の約8時間運転にかかる時間外の手当でございます。

また需用費でございますけれども、2,199万3,000円の内訳でございますけれども、このうち修繕でございます。長島のリサイクルセンターの修繕費に関しましてはこのうち約1,200万円、また海山もですねリサイクルセンターの修繕費が約420万円ほどございます。それと需用費のなかにですね灯油燃料の高騰がございまして、これに関係するものが579万6,000円でございます。以上です。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

今お聞きしたんですが、それは事故が起こった処置であってですね、じゃ今後このような支出がないようにどのように対策をしていくのかということについて、お聞きしたいです。よろしく。

議長

山本環境管理課長。

**山本善久環境管理課長**

お答えいたします。事故につきましてですね、当初8月のお盆前に発生したわけですが、これにつきましては9月の定例会でも町長から行政報告をいただきまして、議会にこういう措置で対応させていただくということで説明はさせていただきました。

その際にですね、こういうようなことはあってはならないということで、職員でですね、日常の保守点検ですね、業務後のそういうものを再度強化徹底するということで、職員には申し伝えております。以上です。

**議長**

7番 玉津充君。

**7番 玉津充議員**

設備のほうの対策は今お聞きして、もちろんそれはやらなければいかんことだと思うんですけど、先ほどお聞きしますと海山の時間延長をして職員の手当が、先ほど質問に出ておった残業時間がですね非常にかかってしまったということなんで、そのへんを考えてみますと、ではその間、紀伊長島が止まっておったときにですね、そのオペレーターが何をしておったのか。

もちろんその故障の機械の対策は必要だと思いますけども、そういうときに例えばオペレーターの互換性を持たせておけば、交替勤務なり何なりでこういう費用は削減できるんじゃないかというふうに考えられますので、是非今後ですね、そういうところまで改善を進めていただきたいというふうに思います。以上です。

**議長**

答弁よろしいの。

**7番 玉津充議員**

結構です。

**議長**

ほかに、3番 近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

37ページの商工費なんですけども、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営費の増で、先ほどのお話では委託先の利益が出たので支払ったということなんですけども、その利益が出た場合、委託しているところでどういう契約になっているのかお尋ねしたいのと、その

下の需用費31万円というのは修繕料なのか、印刷製本費なのか、そこ31万円の説明もお願いします。2点。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

オートキャンプ場の管理運営費の増 196万 9,000円は、報償費として 165万 9,000円増額しております。これは本年4月1日に交わしました覚書によりまして4月から8月まで経費の記入を 2,150万円と見ております。それで収入がですね8月末の収入が 2,489万 7,067円ありました。その差額 339万 7,067円の利益を得ましたので、覚書の第1条によりまして300万円を超え、500万円以下の場合は150万円プラス超えた額に0.4を乗じまして、報償費が165万 8,824円となります。

それからその31万円の件なんですけど、これはキャンプ場の監視用のカメラ、それからゲートの落雷による故障、8月の26日の落雷によりゲートと監視のカメラの修理代金でございます。以上でございます。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今年は8月まででその300万円あたり利益が出たということで、話がよくわかったんですけども、一昨年の場合のように災害が起こった場合はマイナスになる場合もありますが、マイナスのときの契約はどうなっているのか、お尋ねします。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

これも覚書も交わしておりますして300万円を切ったときにですね、ある線を引いております、収入が300万円を切ったときに、300万円から500万円までは150万円ずつ、町とその委託業者と半分ずつ支払うというふうになっております。返還ということですね。なっております。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

300万円以上のはわかったんですけど、300万円以下の場合はどうなんですか、再度お願いします。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

収入をですね、支出も300万円からとしております。収入も、損益も収入が上がったときも限度は300万円からとしておりますもので、以下も300万円としております。限度額が、300万円を下回ったときということ。町と委託相手先とお互い折半するということになっております。

3番 近澤チヅル議員

300万円以下の場合ね、はいわかりました。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

31ページの火葬場及び霊柩車管理運営事業費の増の37万円ですね、需用費37万円、これはどういふこの増額かちょっと教えていただきたい。

それともう1つですね、これ大きな問題で私関連はあるんです教民で、ここでちょっと皆さんにちょっと、町民の皆さんも関心持っておるんでちょっと質問させていただきたいんですけど、この施設はですね海山町がつくってから4年後か3年後に紀伊長島やったわけです。そのときの予算は24、5かな。海山よかは高かったはずですね。それはトン数の処理のトン数が多いということだったんですけども、このあまりにもこの故障が今までのあれで多過ぎると。

それでいろいろを噂ではですね、これはデモ機だったと、デモ機であるゆえになぜ高いかということある。それで今の問題になっているし尿の問題、施設の問題、尾鷲市も出たけども、このRDFの問題もいろいろなこれ談合、またいろんな問題が関連しておるのじゃないかと、それゆえにこのこの修繕費はどんだけあったかと、当初から、そこちょっと担当課長答えられる。以前つくった当時から、それ1点。

34ページの緑化基金、事業費の150万円、これはどのような趣旨の目的のものか、ちょっと。

議長

山本環境管理課長。

山本善久環境管理課長

お答えいたします。まず31ページの火葬場及び霊柩車管理運営事業の増の37万円でございますけれども、これの内訳につきましては節の欄に説明がございます燃料費、海山火葬場浄聖苑の灯油に、これ灯油の値上げによるものでございまして、これが22万 5,000円ございます。それとその下の印刷製本費、これは火葬の申請時に用います申請書の印刷製本費でございます。また、修繕料の9万円につきましては、海山火葬場の霊柩車の修繕に要するものでございます。

それと議員が言われましたリサイクルセンターのですね、これまでの修繕費でございますけれども、海山リサイクルセンターは平成11年からの稼働でございまして、長島の施設につきましては平成14年の12月からの稼働でございます。それで今までに要した修繕費でございますけれども、ちょっとお待ちください。すみません。

お待たせしました。まずですね海山リサイクルセンターの平成11年度から今年度の、今回の補正を含めた修繕費の合計でございますけれども、約2億 4,260万円ほどでございます。また紀伊長島リサイクルセンターの平成14年から18年度、今回の補正まで合わせたものが、約1億 1,000万円ほどでございます。以上です。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

緑化基金事業費の増 150万円なんですけれども、これは海山区の河内の町有林の跡地、伐採跡地なんですけれどもモミジ、それからサクラ、ヒノキを3月上旬に植栽予定でございます。目的はですね森林のCO<sub>2</sub>の吸収、水自然の涵養等の公益的機能の発揮、それから放置林や管理されてない荒廃林等の整備をするものでございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この37ページの先ほどの近澤議員の関連なんですけど、オートキャンプ場のこの委託というのは町内の方なんですか、それ1点と。

そしてなぜ町外だったら、そういう経緯に至ったのかね、やはりこの小さな地域で働くと

こがないと困っておるときにね、やはり力としてはこの紀北町内にもたくさんいると思うです、業務を請け負う方は。それがなぜ町外の方なのか、ちょっと聞かせてください。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

委託先は岐阜市の洞口さんという方でございます。その経緯はですね、初め2年間直営でやっておりました。それでなかなか実績も上がらず、やはりこの洞口さんという方がいろいろ教えてくれまして、いろいろお教え願っておったんですけども、コーディネーターとして洞口さんをお願いして、洞口さんの会社の方も3人見えて、これまでの実績を上げてきました。

やっぱり町内といいましても、なかなかこれはどこである施設ではありませんもんで、先ほども言いましたように直営で2年やって、洞口さんにしてから建てさせてもらってから、収益が上がってきております。以上でございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

オートキャンプ場は海山の今課長が答えられたとこと、紀伊長島町にもありますよね。やはり1つの町で2つあって、1つは海山町のときからの引き継ぎみたいな格好ですよ、町外の方々に委託する。孫太郎のほうはあれは県のほうになるのかな、県営なんか。県営になるもんで別なんやな、出来たらこの契約はいつまでなんですか。

そして次それをするときに一応公募したの、皆公表して、いないということになったのか、その経緯と、次のときに契約を更新するときね、どうなのか。これだったら赤字になるまいが、皆町が負担するような格好になると思うんですわ。

それでその経営感覚もやはり紀北町のなかにもたくさん私は公募したら応募者があると思う。それは海山町のときのことだから、僕らあんまりわからないけども、それじゃ次の更新するときの契約はどうなるのか、どういう考えでおるのか、これは理事者の考えと課長の経緯と2つ答えてください。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

契約は単年度になっております。単年度でやっております。来年はまだちょっと答えても  
らいますけど、町長からお願いしますけども、先ほどちょっと言い忘れましたけども、あく  
までも洞口さん、会社は洞口さんですけども、ここで使われている方は町内の方ばかりで  
ございます。以上でございます。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

議員ご指摘のように、その契約更新については検討をいたします。今後ね。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

ちょっと僕は総務財政なんですけどもね、ちょっと関連がありますので23ページ、2款の  
1項、6目かな23ページ、企画費、ここでですね修繕費が上がってきてます。この11万円、  
これ修繕費って瑠璃ヶ浜の修繕費って確か課長の説明で聞いたんですけども、確か瑠璃ヶ浜  
は建て替えるやに聞いておったんですけど、その後どうなっておるのかなお尋ねしたいという  
点とです。

ひのきの会のところ何ページやった。知っておる人教えてください。26ページの3款、1  
項の3目、先ほど2番議員さんが言っておられましたが、やはりその弱者にやさしい町、福  
祉が充実しておる町ということで、紀北町はやっていこうということでそれ聞いておるん  
ですが、先ほどの瑠璃ヶ浜の件とです、関連して町長にお尋ねしたいんですが、このひのき  
の会というのは確か小松原というところに施設があったんではなかろうかと思います。もう  
1つ海山管内には紀北作業所がございます。この3点、町長この3カ所に行かれたことある  
かどうか、そういう点です。その3カ所です。お手洗いを借りたことがあるかどうか、こ  
れ2点目、以上それだけお尋ねします。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

3点とも行っております。それでトイレは借りなかったけど見ました。

**議長**



1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

当然あの施設を町長は3ヵ所とも見ていただいておりますけども、今後ですね、瑠璃ヶ浜の建て替えをどのように、これは担当課長さんに聞いたほうがいいかな、瑠璃ヶ浜につきましてはね、どうなっているのかという点。

そしてトイレを使われてないけど見られた。その感想と、もしその感じたことがあれば、今後どのようにしていこうと、町長もう気持ちのなかでは思っておられると思うので、その点を町長にもお答え願いたいと思います。

最初の瑠璃ヶ浜だけ課長にお願いします。町長でも結構ですよ。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

瑠璃ヶ浜はですね、将来的には改築ということを考えておりますけども、当面ですね、あそこは防災的には非常に弱いということで移転をしていただくということでもあります。大事な丈夫なところへね。

それからひのきの会は大変言うたら、あんまり素晴らしい施設とは言えないし、指導員の方々と話したところ、今何が一番必要かということ、彼らの意見ではですね、やっぱり適正な仕事が必要であろうと、そういうことでありました。できるだけいい仕事があれば、私もそれを進めてまいりたいと考えております。

議長

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

最後になりますが、瑠璃ヶ浜につきましては僕は、僕も町長がおっしゃったように、非常に津波が来ても危険地帯であるということですね、どこかに移転されてはどうかということで、前もその担当課長とも話したときがありました。ただその時点の担当課のお考えは、なかなか施設を他の地域に持っていくということは、持っていくところの地域の理解がなかなか得られにくいので、今のある場所に建てようと計画しておるんですという、こういう話は聞いております。

そして近年聞くところによるとですね、時期が少し遅れてしまったがために、国の補助金等がなくなってしまったので、なかなか今から建てようと思うなら全部自己負担になるので、

まず無理でしょうというふうに僕は耳にしている。そのところは町長ご存じなのかどうかという、瑠璃ヶ浜につきましてはそういう点とですね。

それとまた先ほど紀北作業所、それとひのきの会のある施設ですね、見に行っておられる。使ったことはないけども見に行っておられる。なかにおられる先生方、職員の皆様や使っておられるその所員の皆様の要望はですね、もちろん作業があるということも大事ですけれども、僕は聞きますところによりますと、僕自身があそこに行っただけですね、ちょっとお手洗いを借りたことがあるんですが、僕の前に3名の方が立っておられましてね、どうぞ先に使ってくださいと言うてくれたんですけど、僕遠慮してですねちょっと、いやいや順番ですからと待っておった。2番の方がちょっと時間が非常にかかりましてですね、ええ大変だったんです。

トイレが1つしかないんですね町長、あそこでもう今、20数名の方が働いておられますし、先生方も合わせますとですね30人近いんですね。ときどき業者の方も来るわけですから、僕は何とかね、いろんなところにも小山もそうですけれども、いろんなところにトイレが建っています。それはもちろん必要だと思います。今一度その瑠璃ヶ浜の件と、絞りますけどもひのきの会の皆さんが作業しておられるトイレをですね、何とかしていただきたいと僕は思うんでして、ちょっと町長にですね今のところ計画はないと思いますけども、今後どのようにされていこうとお考えなのか、明るい前向きな答えをいただきたいとこう思います。よろしくお願いします。

#### 議長

質疑としての範囲内でお答えください。

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

切々と訴えられるあなたのご意見は、非常に貴重だと思います。私も同感ですが、総合的に考えさせてください。

それから瑠璃ヶ浜の改築については、補助金はないかどうかは課長が一番知っておると思いますので、課長が答弁いたします。

#### 議長

川合企画課長。

#### 川合誠一企画課長

お答えいたします。先ほど議員さんが11万円の修繕料ということをおっしゃいましたです

ね。この11万円の修繕料につきましては、総合行政ネットワークというもののバッテリーが故障いたしまして、そのバッテリーの修繕料でございます。

それから今、瑠璃ヶ浜の件でございますが、これは上に書いてございます尾鷲地区広域行政事務組合負担金の増 620万円でございます。このなかにですね瑠璃ヶ浜の改築をと、移転をいたしまして修繕する修繕料が含まれてございます。金額的にはですね、この事務組合の負担金が町で 620万円のうち 100万 5,000円が含まれております。

以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

議事進行ですか。

**1 番 東篤布議員**

議事進行です。議長、僕がいうたのは建て替えの予算があったけどもなくなったと聞いておる。建て替えですよ。

**議長**

課長、その点について。

**議長**

川合企画課長。

**川合誠一企画課長**

どうも失礼いたしました。瑠璃ヶ浜につきましてはですね、広域行政事務組合のほうで担当しておりまして、現在広域行政のほうで検討しておりますけれども、現在の瑠璃ヶ浜をですね移転をいたしまして改修のうえというところで、まだ検討中でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

ちょっと待ってください。少々お待ちください。

今のどなたか答弁できる方はございませんか。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

もう1回申し上げますと、23ページのですね 620万円、企画費の尾鷲地区広域行政事務組合負担金増、これは瑠璃ヶ浜の移転改修費です。

それから議員がお聞きになっておる瑠璃ヶ浜そのものの改築については、これは予算計上しておりませんし、今後の課題として受け止めております。

それに対する補助事業は、私としてははっきりこれ言えないんですが、あるとは思っております。

**議長**

ほかに質疑はありませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

議事進行、11番 入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

いやいやそのことなんやけども、今、東議員が言うたときに名前呼ばなんだんさ。だからあんた人に言うぐらいやったら、あんたもちゃんと注意してください。

**議長**

申し訳ございません。忘れたようでどうも失礼しました。

15番 中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

15番 中津畑、33ページの目の5番の農地費の関係で、農地防災事業費の増106万円があげられておりますけれど、これは確か説明によると上里の浄水場ですか、何かアスベストがあってその除去に使ったという説明だったと思うんですが、もう少し詳しく説明願います。

**議長**

広瀬産業振興課長。

**広瀬栄紀産業振興課長**

まだ予算がとっておきませんので使ってはおりません。上里と相賀の排水機場の壁面のアスベスト対策でございます。

**議長**

15番 中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

確か一昨年だったと思うんですが、私の記憶では中村議員も同じ委員会で現地を見たときに、少し入口入ったとこの壁が崩れておりまして、これはアスベストではないかと、当時大変問題になっていたところなんです。それがなぜ今ってという感じなんですけど、本来なら

もっと早く対処しなくてはならん。確か委員会でも話が出たと思うんですが、上里のあの川沿いの近くにある、船津川の川沿いの近くにある揚水場といいますか、あの施設だと私は記憶しているんですが。

そういう点ではなぜ今遅くなったのかという、ちょっと疑問があるわけです。あの当時は本当に大きな社会問題となってアスベストという格好では東小学校ですか、後でですがいろいろ問題になったときただただけにですね、もっと早い対処の仕方をしなくては従業員の方といいますか、あそこを使っている従業員の方には何ら影響がなかったのかどうか、その点もあわせてお聞きしておきます。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

基準がですね、今年の9月1日に労働安全衛生法施行令の一部改正ということで、これまで含有率が1%だったのが0.1に改正されました。この1%のときはもう検査してもらってOKだったんですけども、この今言いましたように9月1日に法令改正で0.1に変わったために、2カ所が検査せなならんようになった状態です。

議長

15番 中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

当然、あそこで働いていた方もおられるんで、確か0.2%の基準であったのが0.1%に改正されたということで、その後の、言うたらそこで働いていた方のこの影響というのはなかったですか。

議長

広瀬産業振興課長。

広瀬栄紀産業振興課長

私も何回か行きますけども、排水機を稼働するときに行くけど常時はおりませんので、僕も行っていますけども、今のところ僕もどうもありませんけども、以上でございます。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に歳出の38ページの土木費から、48ページの公債費までの質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

お尋ねします。教育費46ページ、給食施設費のなかの学校給食センターですが、これですね運営事業費の増ということですが、この給食センター運営委員会というのがあって、私初めてなって実はびっくりしたんですが、4,000万円に上る給食費の監査が職員と保護者だけでやって、内部監査をやっているのにびっくりしたんですが、監査委員に委託してはどうかという、町のですね。私はそれを発言したんですが、現在もこの事業費の監査はやっぱり内部監査で終わっているんでしょうか、それとも町の監査委員に委託しているんでしょうか、お聞かせいただきたいと思います。

**議長**

奥野教育課長。

**奥野昇眞教育課長**

お答えいたします。北村議員さんのご指摘にもございましたが、ただいまのところ今までどおりの職員と保護者の内部で監査しております。一般的な給食施設費の定期監査につきましては一般の学校事務と同じように、監査委員さんの資料には提出、受けております。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

今でもやってない、内部監査。これ実は使う側が監査するって、私はちょっと普通じゃないと思うんですよ。職員が監査って意味があるんですか。私は即刻4,000万円に上るあれですから、給食の。やっぱり関係者、保護者のやっぱり安心のためにもですね、町の監査委員は大変忙しいですが、そちらに委託されるよう私は、一つお答えいただきたいと思います。

**議長**

小倉教育長。

**小倉肇教育長**

お答えいたします。今おっしゃられたですね、給食センターの運営委員会にける監査報告、会計報告、これについては食費だけでございます。ですから食費は父母が負担というこ

とが原則になっておりますので、一応PTAの代表、それから学校、それから学識経験者という形ですね、議員の方にも来ていただいて監査を行っております。

ただし、給食場の備品とか人件費等については、町の監査を受けております。

**議長**

6番 北村博司君。

**6番 北村博司議員**

申し上げたいんですが、私は有識者か何かの代表だったんでしょうけども、監査しておりません。あれは幹事をなかで選んでましたね、それがびっくりしたんですわ。ジャンケンで決めるという、正直言うてびっくりしました、あれ。ジャンケンで決めたんですあれ。私正直びっくりした。保護者代表2人のうちどちらか1人がジャンケン。それから職員2人のうちどちらかジャンケンと、私はちょっとあんな、そういう慣例かもわかりませんが、改められたほうがいいんじゃないかと申し上げておきます。いかがでしょうか。

**議長**

小倉教育長。

**小倉肇教育長**

この受益者負担ということですね、父母からの給食費という形で集めておりますので、やはりもう少し父母の方の監査に対するですね姿勢といいますか、これを厳しくしていただいて、今はジャンケンしたというのを聞いてですね、多分各担当、例えば給食婦とか学校の代表の方が代表を決めるのにジャンケンしたのではないかと思うんですが、そういった点についてもですね、きちっと指導いたしまして、今のご意見を生かしてこれからやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**6番 北村博司議員**

了解。

**議長**

ほかにございませんか。

12番 平野隆久君。

**12番 平野隆久議員**

42ページの消防施設費の消火栓設置工事負担金なんですけども、これ400万円なんですけど、あと、さっき説明受けた水道のほうで簡易水道7基、水道のほうで3基ということで10基、多分これが400万円がそれにあてられると思うんですけど、この10基の場所についてわ

かりましたら説明をお願いします。

**議長**

中場危機管理課長。

**中場幹危機管理課長**

お答えを申し上げます。当初の予算内でまず紀伊長島区の加田、田ノ谷間1カ所、それと西小、前浜間4カ所がございました。このなかで水道工事の変更がございましたので、この5カ所を中ノ島地区ということで6カ所、1カ所増やしまして6カ所に変更になってございます。そのほか海山区の前柱1カ所、海山区の二ノ場3カ所、海山区の矢口浦4カ所、志子奥1カ所、計10カ所でございます。以上でございます。

**議長**

ほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

**1番 東篤布議員**

1番、42ページ、8款の1項、5目、災害対策費のところ、これは津波災害避難路整備事業となっていますが、沿岸対策事業のあれなんかと思う、一緒かなと思うんですけども、これ松本避難路整備事業、ちょっと僕は場所を勘違いしておるやも知れないんですけども、上のほうにこう走っておるところなんでしょうか、それをこう縦に登っていく道なんでしょうか。それをちょっと質問します。

それと500万円も減っていくというの、これ何でかな。入札でないと思う、これを見ておるとね。工事の段階で県工事での減になっておる。減らされたんやな、それはわかるんやけど、何でだか教えて、大きいよ500万円て、避難路で500万円なくなったら、例えば町の防災予算で1,000万円というときが何年もあった。そのうちの半額500万円が減らされるということですので、どういうふうな不手際があって減らされたの、ちょっと教えていただきたい。

**議長**

中場危機管理課長。

**中場幹危機管理課長**

お答えをさせていただきます。この松本地区の避難路でございますが、当初予算で三重県の2分の1の補助をいただいて500万円で工事をする予定でございました。先ほど議員おっしゃっていただきました紀伊長島区の治山事業で沿岸地域立地崩壊防止等緊急対策事業とい



うのが県のほうでやっております、そちらで町が計画しておりました部分をやりましょうということで、県の事業でその部分はやっていただけることになりました。その分で 500万円がマイナスというふうになってございます。以上でございます。

**議長**

1 番 東篤布君。

**1 番 東篤布議員**

わかりました。あの高潮対策事業は全額県の負担でしてですね、だからその事業に関連して町独自で単独でやろうと考えた事業も拾っていただいたと、こういうことでございますね。わかりました。ありがとうございます。

**議長**

ほかに質疑される方ございませんか。

7 番 玉津充君。

**7 番 玉津充議員**

40ページですね、土木費のところなんですけど、金額的には少ないんですけど、2級河川銚子川清掃業務委託、これはどういう業務なんですか、教えてください。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

銚子川ですね草刈と、それから清掃なんですけど、木津からですね下流までの間の業務でございます。

**議長**

7 番 玉津充君。

**7 番 玉津充議員**

よく我々は河川ですね、河川についてのこういう工事とか清掃は県の業務かなと思っておったんですけども、そうではないんでしょうか。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

従来からですね、この掃除の関係につきましてはですね、県のほうからずっと委託をいただいております掃除をしておることでございます。

議長

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

わかりました。了解です。

議長

ほかに質疑をされる方。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

42ページなんですけど、東議員の関連なんですけども、当初予算で町でやる予定、2分の1のこういう機会ですね、2分の1県でもってもらうやつが、全部持ってもらえるというのは、こういうことはよくあることなんですか。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

お答えをさせていただきます。前回は1回あったというふうにお聞きしております。これは県がやる部分の、先ほど東議員さんおっしゃられました山腹のところから下の道路につなが避難路でございまして、これにつきましては県とも協議のなかでですね、この部分ならうちのほうでやってもええよという言葉が出ましたので、それでは是非お願いしたいということをお願いした次第でございまして、昨年度も1回あったというふうにお聞きしてございます。以上でございます。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

それで500万円余分なお金が出て、次の古里自然休養村と山本地区の避難路の工事に変わったのかどうか、その点をお願いします。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

お答えをさせていただきます。実はこの避難路の整備事業でございますが、県単の補助金2分の1が付いてございます。それで当初は松本地区の避難路ということで、県のほうで認

めていただきまして 250万円付いてございます。

ただ、この事業につきましては平成18年度で終わりという補助金でございまして、できましたら19年度以降にやりたかった部分を前倒しさせていただきまして、この県の 250万円と町の 250万円足した 500万円の工事をやりたいということで、この説明に書いてございます古里の自然休養村管理センター横の階段と、山本地区の避難路整備工事を追加をさせていただいたということでございます。以上でございます。

## 議長

ほかに質疑をされる方ございませんか。

11番 入江康仁君。

## 11番 入江康仁議員

46ページ、9款、教育費の給食施設費ですね、このなかで説明のなかで職員人件費の増が11万9,000円のあれが上がっているんだけど、また臨時職員賃金の減が190万3,000円減額になっている。これのちょっと説明をいただきたい。

そしてですね、この学校給食センター管理運営事業費の増522万1,000円、これはですね給食センターのほうはね、違うの、僕は委員会でのじゃないんです。これは合併協議会のときに引き継ぎとしてですね、こういう給食センター、そしたら紀伊長島町のほうはどうかと、長島区のほうは。この給食センター持っておるのかと、やはりそういうところは委託事業になっておるんでしょう。だから地域の格差じゃないけど、職員の条件等に対しての格差というのもこれもちょうとおかしいんじゃない。

だから一旦ですね、給食センターを核とした僕は下げよとは言ってない。だから格差をなくせと、だから給食センターのあれに値する委託料も上げてやるとかさ、そういうものを一旦それに上げて、それで個々の問題があると思う、またそのなかにね。それは追々個々のなかで先ほど町長が言ったように、追々そのなかで少々上がっていくというのはこれいいんだ。そういうところで町長、この一旦これを格差をなくするということに僕は意義があるんで、そこはどういうふうに考えているかということと。

それと今までの合併協議会のなかでこういうものが引き継ぎが、紀伊長島区と海山区とそういう同じような学校の給食センターなんかはね、その合併した時点でこれを整合性を持ったものにきちんとしなくてはいけなかったのかどうか。なぜしなかったのか、そうであれば。そのところをちょっと私聞かせていただきたい。

それでもう来年度の、もしね予算で、できるならばこの格差をなくするようにして、一旦

平等のなかで委託業務をするのか、委託業務だったら委託業務を給食センターをなくして委託業務、給食センターをメインに置くんだったら、紀伊長島区のほうも給食センターと、どっちかにせなね、この同じ1つの町のなかで片方の海山区は給食センターがあったから、今までの制度を引き継ぐよと、片方は委託業務であったからこれは上げられないよと、そういうことじゃなくて、ひとつの線をきちんと考えていただきたいと思う。そこのところ町長と担当課の考え、教育長、そこをちょっとお願いいたします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

ご指摘のことはよくわかります。格差是正というのはあらゆる面にあります。私が伺っておるところではですね、給食センターのシステムと、それから紀伊長島区における給食の委託業務とに全く違いがあるわけなんですね、システムに。そこで格差是正は非常に大きな課題だと思えますが、今後よく教育委員会と協議をしてみたいと思います

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

この予算書にかかる範囲の部分をご説明申し上げます。

職員人件費の増の11万 9,000円につきましては、人勧による定期昇給等の増の部分でございまして、これは給食センターの正規職員の3人分の部分でございまして、

それから臨時職員賃金の減ですね、減の190万 3,000円につきましては臨時職員が、この方が9名おりましたが、現在8名ということでやっております。その代わりにパートの職員と下のほうの賃金というのが204万 5,000円の部分でございまして、これがパートの職員がございまして、それとパート2人と正規の臨時と申しますか、臨時職員と合わせて11人体制でやっておりました。それが正規の臨時の職員の方が1人辞められましたので、辞められて8人になりましたのでパート職員を4人の体制にさせていただきまして、それで合計12人の体制で運営していただくというふうな組み替えがございまして、こういうふうな差し引きになっております。その差し引きした結果が賃金、7節、賃金の14万 2,000円という数字で上がっております。

あと、海山は給食センター、長島は各学校自校方式の給食をしておるということでございますが、大きな問題でして、給食センターでしたら12人の体制で維持しておる。長島の場合

合は6校と幼稚園に1校、それに中学校2校ということで11校ですね、11校をそれぞれ2人、3人、5人とかいう体制でおりますので、全員で24名おります。そこらへんの全体の人件費の総数をすべて同じふうに合わせますと、予算的にも大変な額になりますので、そのへんを今後どうしていくかということが課題になっておりますので、町長部局のほうとも相談させてもらいまして研究させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 議長

11番 入江康仁君。

## 11番 入江康仁議員

町長、そのシステムが違っているのはあなたもわかっていると言ったけども、だったらこの1年間どうこの違いを、格差をなくすためにどのようなシステムに改めるべきか、それを内部で話をやったことあるか。わかっている放ってあったのか、これはやはりさ、働いている人たち、職員に対しては生活かかっておるんです。同じ紀北町のなかで紀伊長島区は委託業務、片や海山はですよ学校給食センターで皆待遇はいいと、先ほど課長が言ったようにアルバイト1人に対しても差があると、それでアルバイトに対しても給食センターはボーナスも出るよと、長島は出ないよと、これは当然どこであっても不満は出てくるし、駄目だと思います、合併して。

要は合併して良かったなど、何もかもシステムも良くなって良かったなどするのが、合併の意義があつてですね、わかって放ってあったのかということが1点ですね。

だから次の、それわかっててなっておるのだったら次の補正予算で、それは確かにシステムの個々の問題ありますよ。それは一旦どちらかに線を揃えてですね、その後で問題をどのように解決していくかというのは、行政担当課のまた仕事じゃないんですが、そのこと町長、だからわかっているこうだよと、意見を言われてやるよというのじゃなくて、これは仕事ですから行政の。だから合併というのは海山と長島とそうですけど、何もかもが平等にならないかん。海山長島のなかで格差があるようなことはね、これ1つは例だけほかのものもあつても絶対にならんことですよ。そこをきちんと揃えて町民が合併して良かったと言われる、やはり行政をするのがあなたの立場じゃないんですか。

だからこういうやはり町民の意見として、またアルバイトの方々、給食センターの委託業務にかかわっておる人たちもいろんな不安があると思う。これは私はそのやっている人たちに直接聞いたんじゃない。第三者の人からこういう格差があるけどどうなんだということを僕は問われたから、それはおかしいねということで、議会でそんなら行政の執行部の考え方

聞くからということで、今回ちょっと質問させてもらっているんですけど、そのこの町長、もう来年はねこれ当初予算に向かってこれ終わったら、皆各課課長も出さんならんと思う。だから個々のその問題はあると思うよ、先ほど言うたように。しかし、個々の問題は一旦平等にしてから問題を解決、上のところは下げるなり、また下のものは上げるなり、中間にするかどうかという配慮的なものはお宅ら行政のなかでの協議だと思うですね、担当課と。そのこのところちょっとやってもらえるかどうか、それちょっと町長お願いします。

議長

奥山町長。

奥山始郎町長

格差是正は大事な問題でありまして、しかし、早急に1年間でこの難しい問題を解決することも時間がかかるのではないかと考えます。しかし、それを放置しているわけではありません。教育委員会ではこれまで随分そのことについて協議をしていることでもあります。ですから、あなたのご提案なされたご意見もですね、よく受け止めて今後協議をしていい方法を探っていきたいと考えます。

議長

小倉教育長。

小倉肇教育長

ただいまですね、議員のほうから出された問題については、実は5日の日にですね、各学校の代表と来年度のいろんな教育予算についての会合を持ちました。そこへ町長にも出ていただいてですね、学校からいろんな要望を出していただきました。そのなかにもありました。ですからそういう要望については聞いてもらっております。

また私たちが聞いておるんですが、ただですね、ご理解していただきたいのは、長島の各学校がですね、ほとんど今の形を望んでおるんです。給食方式ではなくて自校方式でやってほしいということを望んでみえるんです。

それから委託制度についてもですね、勤務時間等の問題でさまざまな解決せんならん問題もあります。ですから合併ということも機にですね、今言いました不公平のないように賃金に、そういったことも含めて来年度以降見直していきたいと、できるところからやっていきたいと思っておりますので、今のようないろんな状況というのですが、条件を介しておること理解していただいて、これらですね、いわゆる私たちも一生懸命やりますのでね、少し見守っていただきたいと思っております。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

町長言われたように、これは本当にねそんなに難しい問題じゃないと思います。だったら給食センターの僕はまだ予算はここで見ると9,000どんだけになるの9,900万円か、6,200万円、これ給食施設費の8,814万7,000円というのは、これは皆給食センターの、だからその給食センターの人件費はいくら上がっておるの。それで委託業務はいくらなんだと、これをさ私は平等にして格差があるから不満も出ておると思う。

それと教育長、今言われたようにね紀伊長島区のその委託業務の形はいいというのは、それは皆委託業務というのはある程度1つのなかで1人でしょう。使われておる人たちは仮に委託業務が受けた方々が、こんだけしか町からもうてないから、あなたたちには払えないよと、そうでしょう。だって業務として出すんでしょ。この委託業務というのはどういうシステムになっておるの、そんなら。個人に委託しているんでしょ。だから個人に出す金が少ないから、その個人が払えないわけでしょう。違うのそれは。

わしもちょっとシステムがちょっとわからんから、これまたこれで終わりになってしまふからね、だからその、だから給食センターの使う人件費と、それで委託業務の人件費とやはり並べていただきたいということを言っておるんですわ、私は。それから個々のいろいろな問題に関してはそちらの当事者同士の話し合いというのが、先ほど教育長言うたように、そういう流れのなかの意見があれば、委託業務でもいいじゃないですか、要は待遇的に不満があるから長島の場合はボーナスも出ない。給食センターのほうはアルバイトでも臨時でもですよ出る。紀伊長島のほうは出ないというようにいろんなあれがあるわけですよ。そこを言うておるわけなんですわ。

だからその委託業務がいくらか、その給食センターで使う人件費がいくらかというところを問うのとそこと、それから町長に来年度の当初予算では差額は少ないようだったら上げてやってほしいと要望します。町長な、そこは難しい問題じゃないから、あんたニヤニヤと笑っておらんとちょっと頼むで、本当に真剣にさ。

議長

奥野教育課長。

奥野昇眞教育課長

先ほど入江議員さんがおっしゃった海山の場合のセンターは、正規の臨時職員とアルバイ

トとの差はないと申されましたが、差は実はあるんです。職員の臨時職員の場合は割り増し賃金がございます。それから社会保険料等も入っておりますので、パートの方は割り増し賃金がないということで、日当のみということで長島の委託の方と大体似たような体系になっております。

長島の委託の方につきましては、各個人個人に委託をしております。そういう形で賃金と同じような支出になるんですが、個人に対する委託になります。個人に対する委託になっておりますので、委託料ということで割り増し賃金等は加算はありません。

#### 11番 入江康仁議員

だから金額教えて。

#### 奥野昇眞教育課長

金額につきましてはちょっと今、集計したものは無いんですが、職員人件費という項目で1,900万円、これが1,938万7,000円、これが当初なんですが、これが海山の分は職員人件費という形で臨時職員の方を計上しております。

それから長島につきましては、それぞれ委託料ですので2,928万円、ここの部分が委託にかかる人件費にかかるところでございます。そういう形で、今度は人件費につきましては、委託を人件費と読み替えれば、長島のほうが少し高くなります。倍の職員がおりますということがありますんで、高くなっているというふうなことがございます。

勤務時間につきましては長島のほうが短いといえますか、3時半から4時ごろには帰れる。海山の場合は4時45分から5時ごろに帰ってもらっておるというような形態も違いますんで、そのへん難しい問題がありますので、調整には少し時間を要するんかなという感じをしておりますんで、よろしく願いいたします。

---

#### 議長

それでは5時になりましたが、時間の延長を行います。

時間延長の宣告です。

---

#### 議長



奥山町長。

奥山始郎町長

議員がですね、来年、当初予算に計上ということを要望されましたけども、厳しい状況はご存じだと思いますし、努力はしたいと思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

19番 奥村武生君。

19番 奥村武生議員

給食センターのそのあり方について、以前からいろいろと考えておりましたことがありましたので、この場を借りて意見を若干述べさせていただきます。

議長

意見というより質疑をお願いしたいんですが。

意見等は一般質問等をお願いいたします。

19番 奥村武生議員

本来、給食センターというのはですね、その地元の物をとって、そして地元の生徒がそれを見て、そして成長していくというのが一番望ましいと私は思っていたものですから、今後長島はどうもそのような形でやれるようですけども、今後こういう意見をもとにしてやって、地場産業を発展させるために学校の生徒が料理の過程を見て、どういうものをつくって、どういうものを食べて、どういうものが美味しいかということ、今後その学校給食センターとしてのなかに生かさせていただきたいと思ひまして質問をいたしました。

議長

奥村君に申し上げます。質問というより、質疑ということでお願いしたいと思います。

よろしいですか。

19番 奥村武生議員

ありがとうございました。

議長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

**議長**

次に日程第12 議案第 101号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第13 議案第 102号 平成18年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に日程第14 議案第 103号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終了いたします。

次に日程第15 議案第 104号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を許します。

16番 東澄代君。

**16番 東澄代議員**

収入の6ページなのですが、介護報酬の減で説明受けたかわかりませんが、私ちょっと聞き漏らしたので、もう一度内容の説明をお願いいたします。

歳出も同じく 941万円で落ちておりますけれど、その収入の減というのはどういう内容だったかお聞きします。

**議長**

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

質問にお答えします。介護報酬の減 941万 4,000円なんですが、介護報酬につきましては正規職員がですね、しっかりはりついた形での報酬でありまして、今回ですね、介護職員がですね一時休暇をとりまして、病気休暇なんですけども、そういったことで一時介護職員が欠員を生じまして、それに見合う減額であります。

議長

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

課長、もう一度すみません。1名のこの金額なんですか、減は。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

介護職員がですね、2名体制でおるんですけども、1名ですね病気休暇で休職扱いで勤務していなかった実績ありまして、その間ですね、介護報酬の分が減額の対象になりまして、その分の減額でございます。

16番 東澄代議員

はい、了解。

議長

ほかに質疑をされる方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に日程第16 議案第 105号 平成18年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

質疑を行います。

16番 東澄代君。

16番 東澄代議員

ちょっと説明の聞き漏らしかわからないんですけど、16ページ委託料の減が78万 9,000円、電算委託でしておるんですけど、賃借料で電算機器使用料が 188万 8,000円となっているんですが、この電算機器使用料はどのような内容なんでしょうか。

議長

村島水道課長。

村島成幸水道課長

お答えいたします。賃借料 188万 8,000円ですが、これは電算機器使用料ということで説明をさせていただきました。これはですね、印刷製本費の事務用印刷代のところで 101万 7,000円減額したわけですけれども、この減額理由は委託料であるという科目組み替えを賃借料のところへしたわけであります。

もう1つ委託料78万 9,000円の減額につきましてもですね、これは水道システムを委託料で計上したわけですけれども、これも賃借料に組み替えをせよということでございますので、科目誤りとして印刷製本費 101万 7,000円と、それから委託料の78万 9,000円を賃借料 188万円に組み替えして支出をしようとするものでございます。説明不足でした。

16番 東澄代議員

了解しました。

議長

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終了いたします。

次に日程第17 議案第 106号 平成18年度土砂災害情報相互通報(無線)整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

質疑を許します。

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

ちょっとこの議案なんですけど、ちょっと説明願いたいんですけど、契約の相手方、パナソニックSSエンジニアリング株式会社中部PSSE社 取締役と、この取締役はどれへかかる取締役ですか。この社って何か抜けてませんか、そんなことはないんですか。

それともう1つはですね、この附属資料のほうなんですけど、屋外子局一覧の35番と36番、城ノ浜がカタカナの「ノ」とひらがなの「の」を使っていますが、どういう意味があるんでしょうか。この城の浜の別荘地だったら、正式名称はこれじゃありません。私申し上げてもいいですけども、こういう名前じゃありません。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

私のほうから後のほうのご質問にお答えさせていただきます。大変申し訳ございません。城ノ浜ののなんですけども、私カタカナだというふうに記憶しておったんですけども、正式には自信がございません。このカタカナの「ノ」とひながらなの「の」の訂正は後ほどちゃんとさせていただきたいというふうに思っております、現状でどちらが正しいかというのは私今存じてございません。申し訳ございません。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

パナソニック S S エンジニアリング株式会社の取締役と考えております。

6 番 北村博司議員

これ何やねん、中部 P S S E 社で。

中原幹夫建設課長

会社名がこのようになっております。中部 P S S E 社となっております。

議長

6 番 北村博司君。

6 番 北村博司議員

先に危機管理課長に申し上げますけども、別荘地の正式名称はね南紀城の浜別荘地というのですよ。南紀がつくんですよ。これは確かひらがなだったと思うんですよ、こっちは。それで海水浴場あれは県営施設ですから、どっちだったかな、これはレクの県営海水浴場やから建設課長知っておるはずや。ひょっとしたらこれどちらもそれぞれ正しいかもわからん。だけどこれ南紀城の浜というのですよ、あれ正式名称。何で南紀なんか知りませんけどもね、名鉄がそうやって売り出したんです。

それとね中部 P S S E 社って、株式会社でもなければ有限会社でもない、これだと何ですか、法人でなくなりますね。それで大体 2 つの会社の名前が連なって取締役って契約しているんですか、契約書どうなっておるんですか、これ。これ議案ですからね附属資料のなかに議案外やけども、これは議案の部分ですからちょっときちんとしてください。中部 P S S E 社という会社なんですか、株式会社なんですか、何なんですか。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

中部P S S E社の支店でございます。パナソニックの支店でございます。支社、中部P S S E社でございます。支社となっておりますが。正式名が。

6番 北村博司議員

そしたら支が抜けておるやないか。契約書あるんやろ、そこに。

中原幹夫建設課長

社ということになっております。

6番 北村博司議員

ようわからんな。

中原幹夫建設課長

P S S E社でございます。

6番 北村博司議員

支が抜けておるんと違う。

中原幹夫建設課長

抜けておりません。

議長

6番 北村博司君。

6番 北村博司議員

取締役としては、このパナソニックS Sエンジニアリング株式会社取締役でしょう。そうしたらこれ必要ないでしょう。中部P S S E担当取締役とか何とかのはずですよ。これは議案書やでな。取締役としてはこの株式会社の取締役、執行役員ですか。わかりにくいんで、取締役はどちらの取締役なんか。この表現おかしいな。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

契約者は今言いましたように、中部P S S E社でございます。

6番 北村博司議員

の取締役かな。

中原幹夫建設課長

はい。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

すみません。アンサーバック機能ということで説明受けておるんですが、海山のほうではもう施設は出来上がっておるんですけども、これ使うのには機械のボックスの鍵というのはかかっていると思うんですけども、鍵の所有者が開けて連絡するというような格好になると思うんですけども、その海山の方にはああいう機械の使い方ということはやられておると思うんですけども、今後49台の分については今後どういうふうに広報の使い方について、緊急性がありますんで、いざ使うときにすぐ使えるように広報、使い方の広報はどういうふうにされていくのか、その点について質疑をお願いします。

議長

中場危機管理課長。

中場幹危機管理課長

お答えをさせていただきます。海山区の防災行政無線のアンサーバック機能のボックス、及び昨年工事をいたしました紀伊長島区内の8基も含めまして、鍵につきましては各自主防災会、自治会含め、大体平均で15戸ぐらいずつ配布をしてございます。完成したときにそれぞれの自主防災会等に集まっておきまして、使用方法等のご説明もさせていただきますし、機械のなかにも使用方法を記入したペーパーもなかに入っております。

今後もこの49基が完成いたしましたら、地区の皆様方にご説明するとともに、できましたら防災訓練等を利用して、何度となく使用方法につきましてはご指導というか、お願いをさせていただきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

議長

12番 平野隆久君。

12番 平野隆久議員

こういう使う場合は、緊急性がある場合ですので、皆さん使うときに動揺もされると思いますんで、できるだけ広報、またその使い方のいろんな練習については十分していただきたいということを付け加えて、以上で終わります。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

契約の金額が9,754万円という多額なんですけど、随意契約になっておりますので、なぜ随意契約になったのか、詳しく説明をお願いいたします。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

お答えいたします。本事業は昨年海山区と紀伊長島区の一部で実施した緊急時に役場と各地区の屋外子局を相互に通信可能とするアンサーバック機能を備えたシステムの改修を、本年度引き続き紀伊長島区内の未整備屋外子局49基、及び親局、中継局を同様に改修を行うものであります。

本事業の設計額は1億円を超すものでありまして、通常の工事では入札にすべきものであります。しかしながら、昨年の入札におきまして6社を指名いたしましたけど、4社が入札を辞退しております。本事業は昨年の継続的な事業であることから、指名を予定しておりました9社に対しまして入札参加意向確認を実施いたしました。その結果、1社を除き8社が入札参加辞退を伝えてまいりました。

つきましては、この事業を入札にかけるべきか検討した結果、地方自治法施行令第167条の2第1項、第2項のその性質、または目的が競争入札に適さないもの、及び同条同項第6号の競争入札に付することが不利と認められるときに該当すると判断し、随意契約をいたしました。

議長

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

そうしますと、一般的には競争入札ですけども違法性は、条例とかそういうのには反しないという判断で、と理解してよろしいんですね。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長



議員のおっしゃるとおりでございます。

議長

他にございませんか。

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

これはもう継続になるわけ、これでちょっと、去年は海山区をやったわけですか。それと今回この9,700万円という、本当に大きな予算の金額なんですけども、これをちょっと見てみますとさね、これは9,700万円もかからないような気がするんだけど、そこ、いやいや事業費としてはこれで海山区と今回紀伊長島区で約2億円の金でしょう、これ。こういうような設備でね、前回の契約の経緯をちょっと聞いたところによりますと、指名した業者3社か4社がもう途中で辞退していったと、これ本当に建設課としてもです、この見積を見て自分たちでもあれをしたんですか、大体の見積予算出したんですか、見積をこの契約をするときに。

それで先ほども課長が言ったように、この契約のところですね、このパナソニックSSエンジニアリング株式会社と中部PSSE社とは別なんですか、2社とやっておるわけ。そのこのとこ1点。今の流行りじゃないけどこれも談合じゃないんですか。いやいや本当に笑い事じゃないけども。その経緯、請負契約書は去年もそうだったんでしょう。パナソニック、そのあれの契約書をちょっと見せていただきたい、ちょっと。同じ業者でしょう。そこをちょっとよろしくお願いします。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

設計額とです、見積価格は十分照らし合わせて、見積は実勢価格に十分反映しておりますので、この金額で適正というふうに考えております。

それとです、昨年と同じ会社ではございます。

もう1点です、会社名ですけども2社じゃございません。ずっと最後までパナソニックから中部PSSE社まで続いて1社でございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

議長、議事進行、先ほどさ2社と言うたんと違うの。いやいや当然1社と僕も思うておったんですよ。だから北村議員の質問した方が勘違いしておるよ、というぐらいの答弁ですよ。これの社、そしたら会社が2つあるんですか、このなかの。ちょっとおかしいんじゃない。株式会社のなかにP S S E社というのが2つあるというのはちょっとおかしいんじゃないんですか、これ。

だから私は支社じゃないかということで理解したもので、さっき黙っておったけど、支社じゃないとE社だという、P S E E社というからね、それだったら2つになるんじゃないですかという北村議員の質問だったはずですよ。それを1社と言うたから、だから私も2つのあれで私もとったんだけども。

それとねもう1つ、課長、建設課長、あんたの見積と、あなたも試算したというけどもね、以前ねこういう例もあるから私言うんですわ。紀伊長島町のときにし尿建設するのに、町の職員の見積は7億8,000万円だったんです。それが・・提出したのが18億円だったと、こんな問題がある。同じ問題で7億8,000万円の見積したのに、18億円をまた改めて出してきた。これを遡っていくと今の事件がある、談合ですよ。よく言われる。そして問題になりかけたら、ある程度の力が加わって切れたという経緯もあるんですよ。だったら7億8,000万円で作った建設課長がですよ、試算したものと、見積が18億円という、あなたたちの仕事は何やということになるよ。そういう経緯があるから私はここ厳しく言うておるのや。

あなたどういような、そんならその見積と自分との実勢価格をです、どういう算定のやり方やっておったんだと、どういうあれで町長に報告してこれをやったんだですか、契約を、そこのとこ答弁願います。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

設計はですね十分、昨年等も同様でございますので、実勢単価を積算して設計額をはじいております。以上でございます。

**議長**

会社の再度申してください。

中原課長。

**中原幹夫建設課長**

失礼しました。会社名は1社でございます。

議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

だからね、その契約者のあれがあるんでしょ、請負契約が。それを見せていただきたいというの、見せてどうのこうのとないでしょう、それは。見せられないの。我々議員としてはですよ、チェックをしなければならぬから見せていただきたいというの。

議長

会社名を確認したいということですよ、提出願います。

それでは質疑者に提示してください。

(請負契約書にて会社名の確認)

議長

よろしいですか、会社名につきまして。

それではほかに質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

ちょっと談合とかね、ちょっとそういう言葉が出てきたんでちょっと整理しておかんと、わかりにくい人もおるかと思うんで、まずこの前回長島区、以前の長島町のときに防災無線をこう導入しようとしたときにですね、当初からその受注される業者が決まっておるのではなかろうかという噂が流れておるんですが、どうでしょうかという話し合いを議会でしておったときにですね、隣の職員さんがこれ退避しておるところでその業者がおってですね、盗聴かどうか知りませんが、そういうことがあってですね。

やはり僕はそのときまだ入札にもかかってないんですよ。その時点でねその業者がおったことは非常におかしいなということがあったんですけども、まあまあそれはさて置きまして、こういった特殊な機械を入れるときに、僕はどこで見積を取ってとかですね、どの業者を、建設関係ならよくわかりますよ、指名業者がおりますからね。こういう特殊な場合どのようにしてこの業者、入札に指名に入れようと、指名する業者を選択したのか。

先ほど課長さんが、当然自分たちで見積しましたよとこうおっしゃっていましたが、なかなかこれは自分たちではできないと思いますよ。だから何を、何の資料をもとに見積されたのか、必ずどっかに聞いておるはずですよ。自分たちでこういうもの設置しようとしたときにね、まあまあ県から来たときに、県から見積していただいていたのかどうか。その見

積書自分たちで適正価格であるというのであれば、自分たちで見積した資料がなければならぬと思いますが、その資料はいわゆる当町でつくったんですか、県でつくったんですかという点と。

それから指名にかけるときにその業者を選別しますね。その選択基準を持っておるのかいないのかという点。選択基準であればこういうふうな特殊なこういう防災無線機器関連の場合ですね、何社そういう業者がおられて、そのなかで何社選ばれて、何社が辞退していったのか。

もう一度言います。見積書を作成するにあたって当町でされたのですかと、先ほどの課長の答弁を聞いてますと自分たちでやりましたと、適正価格でやりましたと、こうおっしゃってましたけれども、なかなかこれはね一般の者でできないと思います。これは県の予算もいただいておりますから、県から当然そういった積算資料が来ておったのではないかなと僕は推測するわけですが、それは1つとして。

もう1つは、指名入札、競争入札するわけですから、何社か選ばないかん。選ぶにあたってこういう機器類に慣れている業者さん探さないかんですね。それだけの情報を何社持っておられてそのなかから 例えば 100社ありました。そのなかからこういう理由で5社選びました。選んだけれどもこの3社が消えていきましたみたいなね。せっかく指名をいただいたのに私はうちではできませんみたいなことでね、決して手を下ろすはずがない。入札を諦めるはずがない。それが一般の競争社会における企業の姿だと思うんですが、途中で辞退せざるを得ないような技術力のない業者をですね、当然町としては指名するわけがないんでして、だから何社の情報を持っておられて、そのなかから何社選んだ。何社が撤退していったのか、撤退した理由はなんだろうということ、そこを説明しておかないと、こういうぼやぼやとした雲が晴れないように思いますかね。課長、よろしくお願いします。

**議長**

中原建設課長。

**中原幹夫建設課長**

設計の見積でございますが、電子通信機器のメーカーの見積と、当町での物価版等の積算で設計をいたしております。

それから指名業者何社あるかということなんですけども、電気通信関係で現在メーカーが当町に指名願いを出ているのが9社ございまして、9社全部に意向調査をとっております。そしてそのなかで8社が辞退をいたしております。以上でございます。

議長

1 番 東篤布議員。

1 番 東篤布議員

競争入札じゃなかった。見積入札だったんですか。それをお尋ねします。

それで業者の見積とうちの見積とがと言いましたが、業者に見積を依頼したんじゃないですか。この機器だとどのぐらいするんですかと。

もう一度言いますよ。自分とどこで見積されたんですか。であるのであれば、どのような資料をもとにされたのかな。当然こういうものは例えばそういう関連した企業に見積依頼をして、例えば建設なんかですとコンサルに委託しますね。そういうところに委託した。しかし、委託したところは指名には入れませんわね、当然。課長がおっしゃった業者の見積が私の考えておる金額と一致しましたところ、簡単に言えばそういうことだったと思うんですけども、課長は自分で見積されたのではないと思いますよ。業者に見積依頼したんでしょう。そのところはっきりしておいてください。

業者に見積依頼した。確かにこうだと思うんです。で、まさかとは思いますが、その業者はこの9社のなかには入っていないんでしょうねということを確認しておきます。

なぜ9社が適切だと思って判断されて、競争入札であろうが見積入札であろうが指名したのですね、指名した時点で1社になってしまったということであればですよ、これは競争入札にならんわけです、どこからかでも引っ張ってきて2社、3社をせんと入札にならんわけです。

ですから、入札の段階になって辞退したということなんですか。指名した時点で辞退したのであれば1社しかなかったら、これは入札にかけたことにならんのではないですか。例えばここにも建設業者さんたくさんおられますけどもね、3社指名入れてですね、指名通知をいただいたところは指名を却下してきたらですね、どこか入れんかったら入札にならんのではないですか、課長。

だから整理しますよ。課長がこの積算するにあたってどこかの業者に依頼した。これは間違いないかどうかです。その業者がまさかその9社のなかの指名業者に入っていないでしょうね。見積をやらした業者が最後まで残った1社ということになれば、これは疑われてやむを得んと思いますんで、そういうことはないと思いますけども念のために。

指名したけれども皆さん辞退しました。どの時点で辞退したんですかね、単価が合わなかったのか、よろしいですか、見積入札であるのであれば見積書を提出してください。見積書

を提出したということはそれは辞退したことにならんわけですし、もし9社指名して8社が辞退したのであれば1社残ったわけ、1社しかいないのであればこれ入札したことにならんのですよ。入札というのはやはり2社以上なければ入札とは言わないんです。以前にもそういったよく似た話がありましたけどもね、見積入札をするんですけど、何社おるんですかというたら1社ですと、1社じゃ見積入札にならんでしょうという話があったでしょう。そういうことはございませんでしょうか課長、お答えください。よろしく。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

見積の関係ですが、通信機器のこの会社から見積は一応っております。それとですね、入札にならないじゃないかということなんですけども、これは1社ということで先ほども条項の申したように167条の2、第1項の第2号と、それと同項の第6号を適用いたしまして、入札に付することが不利と認められるということと、その性質、または目的が競争入札に適さないということで、随意契約にするということとを判断いたしました。以上です。

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

今おっしゃった条例を紙に書いて僕にわたしてくれませんか。後ほど調べますけれどもね。1社で入札になるとは書いてあるとは思いますが、何か勘違いされていませんか。

1社で入札にはならんでしょう。だから入札という表現おかしいじゃないですか、であれば。だから前回に入札しておるわけでしょう。今回1社だったから随意契約、それはわかる。前回やっておるから。前回の時点はどうだったんですか、それは。何社がおったわけですか、課長、明確に言ってくださいよ。うやむやに言わず。何社いたんですか。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

昨年の入札におきましては6社を指名いたしまして、4社が入札辞退をしております。前回は入札が決定しております。

今回はですね入札ではなくて、この条項に基づきまして町が判断し、1社と随契をいたしました。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

おかしいんじゃない。議事進行。

6社指名して6社辞退したんならどこが残ったん。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

すみません。もう一度整理します。昨年のことを言えということでしたので、昨年の入札におきましては6社を指名いたしまして、4社が入札を辞退しまして2社の入札ということで1社決定いたしました。整理しまして。

今年度はですね、入札ではなく意向調査を取るということで、昨年のももありましたですね、電気通信の関係の全部、町に来ておる業者を洗い出しまして9社を選びまして、まず意向調査を取りました。それでまず入札できるかという判断をしましてですねしたところ、9社のうち8社が辞退したんで、これは入札にならないということで、今言いましたその条項を適用してですね、1社の随意契約にしたということでございます。

議長

ほかに、13番 島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

ちょっと基本的に聞きます。この防災無線をそもそも設置するときに、もちろん入札しておると思うんです、何社か。ところがナショナルに決まった、松下に、パナソニックに決まったと、それからの経緯からしますと、もうナショナルを一遍いれたらもうナショナルじゃなけりゃ合わんのやないかなと思うんです、技術的に。その規格とか配線とか、その周波数とか、そういうことを考えると見せかけだけたくさん指名業者寄せて入札やると言っても、結果はこのパナソニックやなきゃ合わんで、ほかの業者皆下りていくんやないかと、そう私は判断したんですけども、そういう意味では随意契約というのが起きたんではと思うんですけども、そうなるこの価格が高いか安いかわからんわけですね。

やっぱり随意契約していくのは別に構わんです。だけどそうなるやっぱり9,000万円もするのやで少々は値切ったら値切られたられんのかということをお願いなんですけど、そや

でこれパナソニック全国的に強いので、あちらこちらのやっぱり各自治体でも入れておもうと思うんですね。こんなアンサーバックを49基ぐらい入れておるところもようけあると思うんですけど、そういう自治体はいくらで、果たしていくらでこのパナソニックから入れておるかというのを一度やっぱり調査してみて、適正価格とは言いませんけどもね、それぞれ立地条件があるでしょうから、まあまあどれぐらいの値段なんかというぐらいはやっぱり調べたほうがいいんじゃないかと、私は基本的に海山区も紀伊長島区もパナソニックを入れてしまったら、もうパナソニックじゃなきゃ合わんのじゃないかと、こう判断しておるんですけど、その点いかがでしょう。

議長

中原建設課長。

中原幹夫建設課長

ただいまの質問にお答えします。確かに今年度は最終年度ということで端末のみ改修するということですね、ほとんどパナソニック社の機器が入っております。他社で行うとですね、全部取り替えんならんといい、全部やなしに多数、多くの機器を取り替えんならんといいことで多額の費用がかかるということで、そのへんで他社が辞退をしたと考えられます。

以上です。

議長

13番 島本昌幸君。

13番 島本昌幸議員

そうなるって売るほうも買うほうもですね、もうパナソニックやなけりゃならんわけですね。入札もできないです。ほかの業者はもう一からやんなあかんて高くつくで下りますわね、落ちへんから。それと無理して落としてもう一からやり直さなあかんて、もうこんなものだれもやりませんわね。そうなるって海山も長島ももう全部パナソニックから買わなあかん、それはもう入札なんかできませんわね。そうなるってこれ高いか安いかさっぱりわからんですね。私もわかりません。

ですから、これどっかでよく調べてですね、9,000何百万円ですが、これが果たして適正なんか、高いか安いんか、まずよく調べる必要があるんじゃないんですか。言いなりではやっぱり駄目ですわ。これ1割引いてもうたら1,000万円からは違うてくるからね。だからそのへんをもう一度よく調べていただいたほうがええんじゃないかと私は思います。

議長



答弁要りますか。

13番 島本昌幸議員

結構です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

---

## 日程第18

議長

次に日程第18 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）を議題といたします。

本件についての報告並びに内容説明を求めます。

奥山町長。

奥山始郎町長

報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定及び和解について）であります  
が、平成18年11月2日、午前8時30分ごろ、スクールバスの運行業務を委託しております紀  
北町シルバー人材センターの職員が、引本幼稚園敷地内におきまして、園児を降車させ方向  
転換をした際、スクールバスの左後部が駐車中の被害者車両左前部に接触し、破損させてし  
まいました。

その後、12月4日に損害賠償額を4万4,236円として示談が成立し、同日、地方自治法第  
180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告しようとするものであ  
ります。

今後は、委託先におきましても交通安全を十分留意のうえ、業務を遂行されるよう要請し、  
事故が発生しないよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**議長**

以上で、報告並びに内容説明を終わります。

議会の委任による専決処分の報告は、法第 179条の専決処分とは異なり、報告するだけで議会の承認を求める必要がないため、正規の質疑ということではなく、ただいまの報告に対して詳細説明を求めるという方がございましたら、発言を許すことにいたします。

発言される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で発言を打ち切ります。

それでは、これで専決処分の報告については終了をいたします。

---

**議長**

なお、本日提案者として平野隆久君ほか5名の方から発議案が提出されました。所定の手続がなされておりますので議案として成立いたしております。

先ほど議会運営委員会で協議いただいた結果、委員会付託を省略し、最終日の本会議に日程として上げることとし、本会議において審議するとの確認がなされましたので、よろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。

議題は、議員定数検討特別委員会の設置に関する決議であります。

以上、報告をいたします。

**議長**

以上で、今回提案されました案件についての質疑は全部終了いたしました。

---

**議長**

それではここで委員会付託表の配付をいたします。

しばらくそのままお願いいたします。

(委員会付託表の配付)

**議長**

お諮りします。

本日、議案となっております各案件については、会議規則第39条第1項の規定により、ただいま配付いたしました別紙の委員会付託表とおり、各担当常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 議長

異議なしと認めます。

したがって、委員会付託表とおり各常任委員会に付託することに決定しました。

なお、付託案件の審査につきましては、明日13日は総務財政常任委員会と教育民生常任委員会の開催となっております。また産業建設常任委員会につきましては14日に開会いたします。いずれも午前9時30分からの開会ということであります。

委員会の運営につきましては、各委員会の委員長において取り計らってくださるよう、お願いを申し上げます。

---

## 議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

(午後 5時 47分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月7日

紀北町議会議員 尾上壽一

紀北町議会議員 近澤チヅル

紀北町議会議員 家崎仁行